

防衛産業の変革に向けての提言

編集

アレキサンダー・ニール, ジョナサン・エイアル, ジョン・ヘミングス

寄稿

クリストファー・ヒューズ, 鈴木一人, 稲垣連也, 武石礼司, 新開伊知郎

目 次

はじめに	
・ 社団法人アジアフォーラム・ジャパン (AFJ) 会長 堀口 勝正	5
・ 英国王立統合軍防衛安保問題研究所 (RUSI) 所長 マイケル・クラーク	7
プロローグ	9
序章 英国防衛産業の背景	11
第 1 章	
日本は今、国際提携を通じての自主的な防衛装備生産体制を模索している	19
第 2 章 日本の防衛産業政策について	26
第 3 章 日本の防衛産業の現状と英国産業界との協力の可能性	49
第 4 章 日英の安全保障環境と両国の関係強化の可能性と課題について	67
第 5 章 日英防衛産業の戦略	82
第 6 章 欧州製の戦闘機が日本の空を飛ぶ日	
-日欧の装備面における協力の将来展望-	102

はじめに

2008 年は日英修好通商条約締結から 150 周年の節目にあたります。この条約は、日本が米国やフランスなどと締結した同種の条約、いわゆる「安政の五カ国条約」の一つであり、不平等条約ではありましたが、日本が英国との交流のなかで科学技術から文化に至るまで様々な恩恵を受け、近代国家の礎を築いたことは間違いありません。特に安全保障面において、日本は海洋国家として地政学的に類似点を持つ英国から多くを学び、ついには 1902 年に日英同盟協約を締結するに至りました。日本が日本海海戦でロシアを打ち破るには、同盟国としての英国の協力が不可欠だったと言ってもよいでしょう。

英国が大国としての地位を確立したのは、その軍事力に負うところが大きかったことは疑いありません。しかし、それだけが理由ではありません。卓越した政治家が優れた国家戦略を描くことができたからこそ、英国は繁栄を謳歌できたのだと思います。

冷戦終結からおおよそ 20 年、そして 9.11 同時

多発テロから 6 年を経た今日、英国でも次の国家戦略をめぐって様々な議論があると聞いています。現代の国際社会では、脅威の概念が伝統的な国家間の軍事的問題から、テロリズム、エネルギーや食糧の欠乏、気候変動の影響、疫病などへと拡大しています。各国は予算と人材の制約のなか、国民の生命と財産を守るという国家の基本的な機能をいかにして維持するかという課題に直面していると言っても良いでしょう。

多岐にわたる脅威の全てに対処できる態勢を整備すべきなのか、それとも脅威に優先順位を付け、最優先の脅威に資源を集中させるべきなのか、その議論は今後も続いていくでしょう。

しかしながら一点だけ明確なことは、英国も、日本も、そして米国でさえも、一国では安全保障上の脅威に効果的に対処することが出来ないという点です。日英両国はそれぞれ明確な国家戦略を示し、それを協調させることに取り組む必要があります。

東アジアはいま大きな変動期を迎えています。

台頭する中国やロシアにどう対処するかという課題は、日英のみならず多くの国に共通するものです。米国の専門家が主張するように、中国を正しく方向付けることは可能なのか、さらにロシアと協調的な関係を構築することは可能なのか—こうした点は、今後十分に議論されていかなければなりません。

今日、時代に即した国家戦略を構築するためには、政府の枠を超えて広く叢智を結集する必要があります。日英両国の民間シンクタンクに

よるこの提言書は、その必要性に合致するものであり、「時代の要請に応える」という AFJ の理念そのものであると言えます。私は、RUSI と AFJ が 2007 年 11 月に結んだ公式パートナーシップを基盤として初めて発表するこの提言書が、日英両国の安全保障協力の一助となること信じています。そして、それが両国のみならず、地域を超えた世界の安全保障に資するものになることを切に願っております。

社団法人アジアフォーラム・ジャパン会長

堀 口 勝 正



世界の主要経済諸国の安全に対する脅威はかつて無いほど多様化しており、それにどう対処するかは我々全てにとって大きな課題である。国家の安全を効率よく守る任務は国境内だけに留まるものではないし、費用も高まる一方である。世界経済が難局に直面する今、政府は予算割り当ての優先順位で難しい決定に迫られている。とりわけ日本はそうである。なぜなら防衛費がそもそも割高なうえ、防衛省は防衛装備調達プロセスで問題を起こし、それによって失われた国民の信頼回復に追われる最中である。そうした中で、本論は議論を喚起するための一つの提言として捉えてもらいたい。大きな課題を抱えているということは、同時に、チャンスでもあるからである。

まず、日米間の防衛関係は日本の安全維持に今後も重要な鍵となることに変わりはないという見方に対して、提言したいのは、ヨーロッパとの関係を強化することで日米同盟を補完できる、すなわち、一部の論者が恐れるように日米関係を損なうどころか、逆に強化できるという事実である。

日本とイギリスはそれぞれ歴史が古く、共にアメリカを重要な戦略上の同盟国と見なしている。イギリスは、アメリカのように安全維持の為に部隊を日本へ派遣する余力はないが、それに次ぐものは実施可能である。防衛産業の変革を助けることである。イギリスは大きな変革の時期を経た上で、防衛産業の将来について基本的な戦略を決定した。その基本は NATO 諸国、なかでもアメリカとのインターオペラビリティに向けての見直しである。

イギリスは協調的な防衛計画で他国とパートナーを組んでいくことではどの諸国にも引けを取らない。この態度は作戦、技術、そして経済上の必要から生まれたものであり、国籍の違う様々な企業が一緒になり政府との契約の下で働くようになって生まれた。国際的な防衛産業になることによりイギリスは、世界で第2位の防衛装備輸出国になった。政府の契約を取りつけるだけでなく、イギリス企業は世界で考えを同じくする様々な企業との商業上の提携を計ったのである。このアプローチが実際にどのように活用されたかを説明し、同時にこうした提携が

アメリカにとって戦略的に重要な諸国（サウジアラビアがそのよい例）でも育っていき、二国間の関係に貢献したことを指摘したい。

イギリスの経験はそのまま日本にも当てはまる。日本企業は様々な分野で比類無き評価を受けているのに、防衛分野では、水準に達する防衛装備をしばしば納入できない企業があるというのは理解に苦しむ。日本の防衛産業も防衛調達各社も、もっとやればできるはずである。従来の報告はいずれもそう結論を下している。しかし、如何にしてそれをやるかが問題なのである。

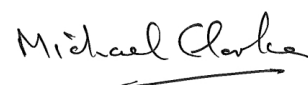
その答えは、日本が新たな脅威に対処しようとしなからず、調達の手続きを独自に改善できないでいるということでもない。他の諸国も同じような課題を抱えて苦しんでいるのである。イギリスと日本は類似点が多いからこそ防衛上の業務提携をもっと緊密化できるのであり、それが両国の利益に繋がることは明らかである。例えば自衛隊へ単に装備の提供をするのではなく、イギリスの企業と戦略的な営業上

の結びつきを持つように日本の企業に働きかけて、状況を見守ることは可能であろうか。政府の防衛科学機関が、互いに興味のある将来の防衛能力に関わる問題を話し合うことは可能であろうか。

日本は武器禁輸三原則を保持しているが、それを無視せよと主張しているのではない。基本的に問題なのは、この原則をいささかも緩めることなく、日本が直面する脅威に効果的に対処できるかである。その答えは、基本政策を変えることなく可能なのである。日本は今、岐路に立っている。この提言が、今後、いかなる道を進むべきかについての判断に役立つのであれば幸甚である。

英国王立統合軍防衛安保問題研究所、所長

マイケル・クラーク



プロローグ

日本政府の有識者会議、「防衛省改革会議」は7月15日、同省のインフラに関する様々な改革案を盛り込んだ報告書を福田首相に提出した。報告書は主に防衛省内の人事編成に焦点を当てているが、防衛装備調達の一連の流れの改革にも言及している。一層の説明責任と透明性の強化に重点を置きながら、海外メーカーとの直接接触も奨励している。

2003年9月、当時の防衛大臣を委員長に冠した総合取得改革推進委員会が設置され、2004年7月と2005年3月に中間報告書が発表された。高性能な装備品の需要により単価が上昇。加えて、ますます厳しさを増す財政状況の中、調達量が減少し、単価がさらに上がったために、コストが増大するという悪循環が生じていると報告されている。コストの削減、透明性、公正性、そして説明責任の必要性は明らかであり、その結果、総合取得改革推進プロジェクトチームが2007年10月に発足した。

10回の会議を経て、2008年7月に以下のような奨励案が提言されている。

- 海外メーカーとの直接取引を含めた有償援助(FMS)の輸入コストの管理を強化、また防衛省装備施設本部(EPCO)の再編成を進める
- ライフサイクルコストの管理を強化し、2011年度までの5年間で、コスト縮減率15%を目標とする
- 政府側と民間企業の利益配分率に柔軟性を持たせ、2008年に新たなインセンティブ契約を導入
- 民間資金等活用事業(PFI)のような従来の形にとらわれない方法を含めた外部への委託を推進
- 装備調達とそれに関連する 研究開発プログラムは、統合運用と調達改革の要件に基づくこと
- 研究開発分野でアメリカ合衆国とのさらなる協力体制を。他の諸外国とは、

デュアルユース技術分野での連携を推進すること

- 2008年に防衛大臣政務官率いる技術評価委員会を発足
- 高額の随意契約には防衛大臣の承認を

- 防衛省において、防衛政策局が機能や性能面を担当し、経理装備局が装備品の選定を行うこととする

この報告書により、調達改革に対する日本国内の取り組みを支援し、防衛産業の改革を実現するための議論を活性化することが期待されている。

序章 英国防衛産業の背景

1. はじめに

イギリスの防衛産業は、防衛ビジネスに全面的、あるいは部分的に携わる個々の企業数千社から構成される。その中核となる370の企業は、合わせて35万人を雇用しており、イギリスの産業労働者人口のおよそ10%相当、全労働人口に占める比率は1.5%である。売上総額は年間140億ポンド、うち35~45%は輸出される。イギリスの防衛輸出が世界市場に占める割合はおよそ20%である。防衛産業はこの数十年間に衰退しており、雇用人数も1980年と比べて半分に激減した。この間にサービス提供での民間の活動は伸びているので、防衛産業の製造部門での急速な減退や、防衛装備の輸入の漸増傾向は気づき難い。

2. イギリスの防衛産業

1990年代に産業界の再構築が加速されたのは、第2次大戦後に導入された政策が原因である。当初イギリスは、自給自足の道を行って

いた。国有で無い企業の多くも、政府からの需要にすがって生きていたのである。コスト効果などは考えもせず、冷戦が続く中で、技術開発のための政府資金はその対策に使われていた。

1950年代も終わりが近くなると、このやり方に不満が出てきて、ある種の武器や技術導入への動きが高まり、1958年にはアメリカと核反応炉技術についての協定、1962年にはポラリス・ミサイル協定が締結された。その後、財政上の理由からTSR2戦闘機プロジェクトが1965年にキャンセルになり、アメリカからのファントムF4戦闘機の購入も同様の経過を辿った。同じように1967年には、大型空母建艦計画がキャンセルされた。それでも、防衛産業界と政府との関係はぎくしゃくせずに、パフォーマンス改善への要求もなかった。1971年にロールスロイスが経営破綻に直面し、政府から救済を受ける事態になっても、旧態依然とした状態が続いたのである。

次の変化が起きるのは1980年代を迎えて

からである。サッチャー政権の民営化計画は投資効果を重視し、よい買い物漁りをするようになり、政府に頼らない業界になることを求めた。政府は公共支出を減らすよう予算編成で圧力を加えたが、インフレ率を上回る速度で上昇する武器システムとその複雑さは負担をいっそう増やすことになる。産業界が売るものを政府が購入するという形ではなく、新たな契約方式が導入され、競争を煽るようになった。このため、弱小企業は大手に買収ないし合併を余儀なくされ、輸出も商売としてだけでなく、外交方針にも考慮するようになった。

1990年代から始まった現在の産業再構築は、より国際的な性格を持っている。国内で優秀な企業を育てるよりも、外国市場へのアクセス、とくにアメリカへのアクセスで変化が生じ、国境を超えるクロスボーダーの買収や合併が始まった。そのなかでもイギリスで営業する企業は、拠点の如何を問わず国際化している。こうしてフランスの企業タレスは、イギリスのラカール Racal やゾーン EMI など複数の名門企業を買収した。このためタレスはイギリス海軍の未

来の空母建艦計画に入札している2つの企業の一つであり、現在評定が行われている。作戦任務上の必要が急速に変化するような軍関係の顧客も、産業の形態を改めるのに一役買っている。

BAE システムズはミサイル部門で、フランスのアエロスペースその他いくつかの企業と提携して新たに MBDA という会社を設立し、ミサイル専門技術や製品をヨーロッパ中に送り込んでおり、アメリカのレイセオンの良き競争相手としてバランスを保っている。産業主導の国際提携という形は従来と比べて成功度が高いようであり、その原因は各社が事業の成功に共通の関心を持っていることにある。MBDA が製造したミテイオーミサイルや EADS が開発中の A400 戦略リフト機などは、ヨーロッパ各国の企業が結集して多国籍の顧客の為に製品を開発しているよい例である。

イギリスを拠点とする重要な防衛関連企業はロールスロイス、スミス・インダストリーズなどがあるが、今やイギリス最大の防衛関連企業となった BAE システムズは変革の歩みを示すよい例である。この企業の部門には航空機時代

の幕開けにその起源を持つものもあるが、ブリ
ティッシュ・エアロスペースは 1977 年、ブリテ
イッシュ・エアクラフト・コーポレイション、ホ
ーカーシドリー、スコティッシュ・アビエイショ
ンなどが合併してできた国策会社である。1981
年にはその一部が民営化され、1985 年には残る
所有分、48%も政府は売却した。もと国有の
軍需工場を取得したのはローバー自動車とアー
リントン・セキュリティーズで会社の事業内容
は多角化した。同時に弱い部門も抱えるに至
った。1992 年には倒産寸前になり、10 億ポ
ンド相当の損失処理を余儀なくされ株価は半値に
下がった。経営陣交代のほか解決法は防衛と航
空宇宙の本来の事業に集中することであった。
ローバーは BMW に売られ、ホンダを無念がら
せた。イギリスの防衛契約のほか、1990 年代を
通じてサウジアラビアへの大掛かりな武器輸出
が本業となっていた。

1997 年の「戦略的国防見直し (SDR)」の後、
イギリス政府と国防省は軍が必要としている装
備、それをいかに満たしていくかを考えた。そ
して急速に変化する世界で国益を守り、目標を

達成するため、次の事項を決めた。すなわち、
安全を強化し、紛争を回避し、危機が発生した
時に効果的に作戦を展開する為、外交はもとよ
り、経済、貿易、そして開発の為にイニシアテ
ィブを怠らない、ことである。作戦は多岐に渡
るであろうし、発生の予測は不可能だから、
将来は冷戦時代のような脅威を削減する方式で
はなく、より高い軍事力を備えた軍の構築が考
えられた。軍の大幅な構造改革がその為に提言
され、イギリス軍が伝統的に得意とする海外派
兵に即応できるものに変えようとした。

統合作戦についても統合作戦指揮系統の導入、
管理の仕組みも出来て、陸海空 3 軍の協力は緊
密化された。なかでも重要だったのは統合緊急
展開部隊 (JRRF)、すなわち随時出動可能、か
つ緊急展開の能力を有する軍の編成であった。
JRRF は旅団規模でいつでも出動できる戦闘集
団、大規模な展開が必要な時には、先遣される
部隊である。

前にも統合緊急展開部隊はあったが、JRRF
は火力、機動力、防御力が大幅に増えた。とく
に陸軍では、指揮や管理方式が改善された。

JRRF としてプールされている兵力は軍艦や補助艦 50 隻、4 個旅団、戦闘機 100 機、そして補助機 160 機である。軍は作戦ドクトリンでも最新の構えを必要とする。そのために、統合ドクトリンおよびコンセプトセンターが作られ、戦闘を行うだけでなく、平和維持ドクトリンのための国際的な焦点にすることにした。空軍の主力戦闘機はタイフーンの予定で、1998年9月、提携する4カ国、(イギリス、ドイツ、イタリア、スペイン)は第1期の引渡し分として148機の発注契約を結んだ。

「スマート・アクワイジション」という方式が採用され、装備の調達を早く、安く、より良くするための方式を業界と合同で試みて、現在も続いているが、それを成功させる鍵となったのは国防省の顧客感覚と意識、そしてプロジェクト・リーダーとしての権限の強化である。おかげで、2002年から2008年までの期間に20億ポンドの節約が見込まれている。こうした大幅なコスト削減は装備計画の段階で始まり、またIPTの結成で責任を明確にしながらの生産を強調したが、それでも欠陥や困難が生じた。例え

ばプロジェクトの遅れが減り、支払期日がこれまでより早く来るようになり、短期的に困難を抱えることもあった。能力に応じて国防省センターカスタマーを設定したのは成功であったが、価値に対する評価が十分ではなかったと感じられる。このため意思決定の段階で、予算不足への懸念から、コストが最重要視されるようになってしまった。

研究・開発そして評価のやり方もすっかり変わり、様々な計画、およびその規模も再検討された。イギリスの研究開発、評価部門の予算は25億ポンド、ヨーロッパのNATO諸国のなかでは最大であるが、アメリカと比べると僅かに10分の1である。必要を満たすには不十分との認識はあり、「秀逸さのタワー」という合言葉もその為に生まれた。イギリスが特に注意すべき部門をしっかりと押さえよう、という考えである。防衛評価・研究庁(DERA)は研究開発、評価予算の40%を割り当てられている。その機能の多くが今では民間の特殊目的の企業、キネティックに移っているが、コスト効果がより良く、税金の無駄使いを防げるとの考えからである。

DERA の 4 分 1 は、国防省の計画を管理し高いレベルの助言を行う機関として庁内で専門技術を担当している。同盟諸国のなかでも、アメリカなどは、それではセキュリティと利益追求との間に矛盾が生じると懸念したが、その後に設立された事業形式のおかげで、それは無くなった。この機構はその後、防衛多角化庁 (DDA) の設立でまた変わった。防衛が生んだ技術を一般に広げたり、企業が防衛の求めるものについてより知識を深め、多角化に向かい、適切な民間技術については軍事目的に採用することを推奨したのである。

スマート・アクワイジションの導入に従い、イギリスは防衛装備の調達で国際協力に取り組む努力を進めた。1980 年代にはコスト削減の必要から、費用分担制度の考えが広まり国際協力プロジェクト参加への意欲が高まった。

防衛産業戦略 (DIS) は 2005 年に国防省から初めて出版されたが、それには防衛産業が現在の計画や能力に重要な支援を与えるだけでなく、将来の計画にどのように参画できるか、ビジネスの形作りの土台が示された。

この DIS は SDR 以後の時期を対象にしたもので、イギリスが全ての防衛分野について、政府がコントロールしておきたい重要な産業分野の能力を指摘している。産業界、そして国防省が長期にわたって維持する必要がある技術については、ビジネスのやり方を変えていく必要がある事実が判明した。

DIP から DPS にかけて、イギリス政府は防衛エアロスペースの市場の変化に気づいた。JSF やタイフーンのような、数は少ないが優れた能力をもつハードへの予算振り向けである。そのため共同開発が増えるようになった。イギリスには、BAE システムズやロールスロイスのようなグローバルな企業があるが、世界が舌を巻くような多目的の新型戦闘機の設計・開発と支援は、国内だけでは出来ないと認識された。タイフーンや 45 型駆逐艦などの建造計画で、共同作業によって先端技術へのアクセスを確保するなど、イギリス国防省は多くの部門での将来の大型装備計画でその意図を鮮明にしたと言える。

近年、イギリスの産業は海外の政府や企業と

パートナーを組むことで成功しており、それが体質にもなっていると言える。BAE システムズはイギリス国内 14 の航空宇宙関係の企業が合体してできた会社であるが、いまは真にグローバルな企業となっている。5 指にあまる諸国で、国内市場であるかのように活躍する。航空機分野ではトルネード、ハリアー、ホークなど一連の機種でパートナーとの協力が実り、実績を上げている。ロールスロイスは民間、軍事用エンジン市場での大手で、アメリカのアリソンエンジン社、BMW のエアロ部門を傘下に収めて以来、グローバル化した。第 2 のレベルにある GE アビエーションは航空機サブシステムで世界有数のスミスアエロスペースを所有しており、世界中に市場を持っている。アウグスタ・ウエストランドとセレックスシステムズは共にフィンメカニアが所有するが、それを一部所有するのはイタリア政府である。このように、防衛産業は今や、国際化が進んでいる。

3 . おわりに-国際協力への道-

この数十年あまり、イギリスやヨーロッパの

同盟諸国は防衛装備の調達でかなり苦労し、あの手この手の手段を弄した。イギリス軍が必要とするコスト効果の高い装備を調達する為、国防省 (MOD) は独自の軍事上の必要を満たすような装備の開発及び生産に資金を出したり、時には同盟諸国と共同して相互の、目的を満たせる装備を開発生産させた。また信頼できる同盟国で作られ、実際に使われている装備を入手することもあった。こうしたやり方は、利点もあれば、欠点もあった。

50 年前、先進諸国の多くは国内で軍が必要とする装備を、民間あるいは政府の工場で生産し、時には海外の途上国や小国に売りさばくに必要な技術や財源を持っていた。

しかしながら、今日では違う。ほとんどの防衛機材は単価が、防衛予算の増加を上回るスピードで上昇したので、新型機材の調達は少数化している。このやり方は経済的に今や時代に即しないのかも知れない。

小規模生産の不経済さが特に響いているのが、航空機やミサイルで、プロジェクトコストの固定及び流動比率は高い。規模と開発に要する複

雑な作業が原因である。したがってイギリスは、こうしたプロジェクトを単独では行わない。

防衛機材の設計、開発、生産は今や、同じような軍事上の必要を抱える同盟諸国が互いに協力するようになった。ただし、各国が必要な技術上のノウハウを共有し、それぞれが技術上、財政上の貢献をすることが条件である。この道を選ぶことで、各国は前渡しの必要コストを分担できるし（一般的にそれぞれの国が必要とする調達数に比例して分担）、長期生産が始まった場合に、規模の経済を期待できる。共同プロジェクトのコスト効果だけでなく、提携する諸国が持つ専門技術による補完効果もあり、技術概念の違いから来る思わぬ効果も期待できる。同盟の軍事力は、装備が共通であることや、作戦に柔軟性が生まれるなどの副次的効果が期待できる。

イギリスはこの50年間で1ないし3カ国までの諸国との共同プロジェクトでかなりの経験を積んだ。初めの頃は互いに鼻が高く、なかなか譲らぬ欠点も見られたが、時と共にそれは収まり、意思伝達や交通通信の即時性や容易さと

あいまって、それぞれの国が持つ利点や特技についてへの敬意も深まった。

アメリカが加わる共同計画は問題もある。アメリカは大きな「財布」を持っているので、発言権も大きく注文も多いからである。プロジェクトに対するアメリカ代表の見解や発言は大きく物を言う。（機材の必要性能、設計やデザイン、そしてプロジェクト運行について）他の諸国はアメリカが特に意見を言わない時だけ、自国が必要とする仕様について注文を出せるということになる。アメリカ政府は、特に先端技術が同盟諸国に真似されるのを防ぐ為にプロジェクトの仕事の分担に横槍を入れ、容喙したりする。

コストの節減、同盟の効率向上以外に共同プロジェクトは、それぞれの国での防衛産業の再構築や発想の交換などを刺激する効果がある。

軍事上同じような必要を持ち、同じような予算を抱える諸国と協力することで、日本はその軍事上の必要に見合った将来の防衛装備プロジェクトの構築を容易化させ、国内の技術を高め、産業基盤を拡大できるであろう。日本の持つ専門技術、製造過程での品質管理と効率のすばら

しは、将来、防衛装備プロジェクトの共同生産を考える諸国にとって魅力があり、また、同意と調和を大切にする日本の伝統的なプロジェ

クト管理の仕方と能力は、対等で独立したパートナー諸国にとって共同プロジェクトを組んでいく上で理想的な相手であると言える。

第1章 日本は今、国際提携を通じての自主的な防衛装備生産体制を模索している

1. はじめに

第2次大戦後、および冷戦終了後の日本の防衛戦略、「グランド・ストラテジー」は、次の特徴を持つ。すなわち、無防備の国家として自主独立を守る為にアメリカとの提携を計る一方、アメリカ一辺倒にならないようにヘッジングしたことである。その基礎となったのが、国内での防衛装備生産能力の維持と育成であった。日本の政策立案者たちは明治以来の合言葉である「富国強兵」を守り、国家の安全と独立を守っていく為に、技術の自主独立が必要と考え、平和憲法の枠や日本特有の政治経済構造に阻まれながら、また時には日米安保同盟の枠から外れつつも、安全保障能力を高める防衛装備産業の育成に努めた。

日本は自主技術の維持に努め、それが国の安全に持つ意味を理解し、同盟関係の管理に優先的に力を入れてきたが、そのために防衛装備の生産面で国際協力へ向かうべき下地が既にあったのである。日本は防衛装備の自主生産維持に

意欲を示す一方、一国だけでそれが出来ないことを知っている。また日米関係への過度な依存を避ける為に、新たな国際提携相手を求める必要を感じている。言い換えれば、日本は防衛装備生産で国際協力を深めることによって自主性を高めようとしているのである。

2. 日本の防衛生産モデルは圧力を受けている

日本では、防衛面での自主技術の基盤を作る最も効果的な方法について、政府と民間産業の間で戦後、およそそのコンセンサスができていた。国産化政策がそれであり、そのために一連の手段が講じられた。

・ FMS〔軍事装備輸出版売〕や店頭購入方

式:日本の政策立案者たちは防衛装備の調達については一般輸入品やFMSに注目し、それらが防衛需要を手早く、安価かつリスクを伴わない手段になると考えた。

・ ライセンス生産方式:日本の防衛立案者の

間では、戦前、戦後を通じて、国産志向が濃厚であった。戦後は、輸入への全面依存か、それとも国産か、の選択肢の中でライセンス生産に目を向けた。ライセンス生産は、防衛技術を迅速に取り入れられるし、技術開発のコストも低く、しかも輸入した技術をさらに改良することも出来るため、防衛生産の基盤強化に役立つと考えられた。一方、ライセンス生産は一般にコスト高なのが難点であった。また日本には最新の外国製兵器システムの生産は許されないの、最新技術の習得は限られたものであった。

・ 国内で装備を開発生産する方式：日本では伝統的に、国産化と自主技術開発への志向が強い。防衛生産基盤の拡大と強化に役立ち雇用促進の効果があるが、技術開発に伴う失敗のリスクもあり、調達コストも低くはない。

日本の政策立案者たちは防衛技術の育成を慎重に推し進めようと、国産化の促進を図った。防衛産業に対して政府は、直接あるいは間接的に助成金を出すなどの方策を採るだけでなく、

大手の民間産業グループへ軍事技術に応用できる分野を依頼した。この結果、日本の国内防衛生産は、民間企業が何を優先事項とするかに左右されることがあった。一方民間企業からは、軍事セクターからのスピノフへの期待があった。同時に、小規模な軍事セクターは民間セクターからの技術のスピノフにあずかることもあった。

日本で防衛費は国内総生産 (GNP) に占める比率が 1 % 以下にとどめられていた。防衛装備の生産は主幹産業部門でも 1 % 以下にとどまった。例外は造船と航空機産業で、前者では 5 ~ 10 %、後者は 60 ~ 80 % であった。日本の防衛生産は、民需品を生産する比較的少数の企業グループに集中している。その中で MHI (三菱重工業) は販売や契約数で常にトップで、それに続く上位 20 社は KHI, FHI 住友, 東芝, IHI, MELCO, NEC , KOMATSU などのメーカーであり、防衛装備の輸入は主として伊藤忠、住友が行なっている。防衛装備調達契約の 70 % はこれらの企業の扱いだが、各企業内で防衛関連事業が占める比率は低い。例えば MHI は、日本

の防衛契約総額の20%近くを扱いながら、MHI内でそれが販売に占める比率は10%にも満たない。KHIも同様で、他の各社を見ても4%以下というように各社の売上に占める防衛関連商品の比率は低い。したがって、日本の企業はグローバルに見ると、防衛関連売上総額や事業に占める防衛関連比率で世界の企業と比べて割合が低いのが特徴である。グローバルな比較で防衛関連企業としてランクが高いのは、富士通とIHIマリン・ユナイテッドくらいであろう。

こうした状況のもとでの純粋な国産化は、防衛費抑制が続く今日、成功しているとは言い難い。政府が関与して大失敗した事例（YS-11やF-1など）もあり、重要な兵器システムはおおむねライセンス生産に頼ってきたが、それは大変高価な選択肢であった。装備の単価は途方もなく高くなる。にもかかわらず、日本は軍事用造船業、航空機産業の再生などでその能力を発揮した。この中には、ライセンス生産による各種戦闘機、また独自の訓練機や輸送機の開発と生産（ただしエンジンはライセンス生産）、ミサイルが含まれる。日本はこのように戦後も国内調

達の比率を90%近くに維持してきた。つまり、日本の国家政策は「飛ばずして成功した」のであり、外国の技術にまったく頼らなかったとは言えないまでも、重要な技術を内在化させ国際水準に遅れないように努力し、将来において自主システムを開発する潜在的な能力を養い続けた。

3. 「メイドインジャパン」ではなく「メイドウイズジャパン」に？

自主独立を最大限に高めるように防衛生産の自主性維持に努めた結果、国際的な武器生産体系から日本は孤立した。勿論アメリカからはFMSによる兵器調達は続き、さらに重要な兵器システムについてはライセンスによる生産、また1980年代に入ってからアメリカと13にも及ぶ共同開発計画まで始まった。FS-X、F-2などである。さらに日本は民需、軍事の双方に転用可能な技術を不用意に輸出するまでになった。しかしそれは、武器技術の海外移転を意図するものではなかった。

1990年代から、日本は防衛生産政策の見

直しを求められ、国際協力や提携を深める様に強いられた。当時、日本の防衛産業はいくつかの問題に直面していた。防衛予算に厳しい枠がはめられ、需要が伸び悩み、共同開発の相手へのアクセスが限定されていた。武器輸出が禁じられていたため、コストが高んだ武器生産となり、「規模の経済」が実現できなかった。一方、造船などの防衛産業では土台は出来たが、それ以外では難しかった。その理由はおおむね、生産能力を大手民間企業グループ内で培かわざるを得なかったという戦後の事情による。日本が今抱えている問題は、大企業だけでなくその下請けの重要な中小企業が、防衛産業から足を洗い始めつつあることである。政府はそれを引きとめる為に P-X、C-X などの新たな国産化プロジェクトを始めたり、国内の生産基盤を維持しようとした。F-4 の後継機種 F-X プロトタイプの開発計画もその一例で、目的は「戦略的」かつ「特殊な」技術を特定し育成することでシステムの統合、そして大掛かりな基盤を築き上げる能力を維持することであった。こうした努力にも拘わらず、また政府や産業界からの一連の報

告や勧告にも拘わらず、防衛庁（当時）は 2005 年に、日本の防衛生産基盤は「ひどく弱体化した」との結論を出すに至った。

日本の揺らめく防衛産業モデル、それが示唆しているものは、より国際協力の機会を増やしていく、言い換えれば、準国産化への移行であった。政策立案者たちは国内の防衛生産基盤の衰退を防ぎ、それを盛り立てて行く重要な手段として武器禁輸の部分的、あるいは全面的な解禁の方向へ歩み出した。2004 年 1 月、就任直後の石破茂防衛庁長官（当時）はハーグでのスピーチで、アメリカやその他の諸国との共同生産をやり易くするためとして輸出解禁の必要性を論じた。その後、総理府はアメリカ、そして BMD との関連で部分的な解除を検討しているに過ぎない、とこの発言を補足した。にもかかわらず、石破長官の発言は、防衛庁内や産業界の一部で輸出禁止を緩める必要があるとの見解が強まりつつある事実を示唆するものであった。自民党の防衛政策小委員会は 2004 年、全面禁止を解除し、輸出ライセンス制を導入することを提案した。同じような呼びかけは経団

連の防衛生産委員会でも同年7月に繰り返された。2004年、当時の自民党総裁であった安倍晋三氏は1967年の武器禁輸原則へ戻ることと呼びかけた。それは共産主義諸国、国連の制裁下にある国家、紛争当事国に限った禁輸であり、言い換えれば、ハイテク関連の武器輸出、先進諸国との共同生産へのゴーサインを意味するものだった。2004年、首相に対する安全保障及び防衛能力に関する諮問委員会は、アメリカ以外の国との軍事技術での協力を強めることは日本が「死の商人」への道を歩み出すことにならないとのコメントを出している。

2004年の終わり頃には武器禁輸の大幅な見直しへの弾みがついたように見えたが、公明党がそれに冷や水を浴びせストップさせた。しかし政府は2004年12月10日、アメリカとBMDの共同開発を促進するために禁輸の一部を解除した。内閣官房長官はその談話で、BMDは武器禁輸政策と矛盾しない、なぜならこのプロジェクトは日米同盟を円滑にするためであり、日本の防衛に役立つからであると述べた。また日本の政策立案者たちは、武器禁輸に別の

形で異を唱えた。2004年の官房長官の談話を「テロや海賊行為に対抗するために他国と共同して研究と開発の道を探ることはケースバイケースで許される」と解釈したのである。

日本の防衛産業は主要な国際パートナーとしてアメリカを頼りとした。同盟国の先進技術が詰め込まれた装備を製造することの利点、先端技術へのアクセスを見込んだものであった。一方アメリカには、生産コストの分担や日本の優れた製造技法、その他の技術への期待があった。そして生まれたのが、イージス艦搭載 BMD システム用の迎撃ミサイル SM-3 BLK-IIA のアップグレードである。やがては両国で共同生産の運びとなるであろう。(テクノロジーを全面交流させて、あるいは日本もしくはアメリカでの共同操業の工場設立と言う形で) 両国の防衛産業はより深く統合されることになる。そればかりか、日米防衛産業の提携は、「日米安全保障産業フォーラム」や「日米平和文化交流センター」などを通じて強化されている。

しかし、日本の防衛政策担当者たちや産業界首脳の中にはアメリカと今後、防衛協力を強化

していくことにリスクや不利益がないかと危惧する者もいる。日本の防衛関係者は FS-X/F-2 プロジェクトの先行きについて言を左右させているが、それは F-16 の最新技術を垣間見ることができ一方、その代償があまりにも大きすぎることやアメリカにより日本から重要な技術が引き抜かれるとの危惧があるからだ。日本はまた、共同開発や共同生産になった段階でアメリカが日本の自主技術維持を許すかどうかについて懸念を持っている。

武器禁輸が背景にあったとはいえ、日本は JSF にはあまり関心を示さなかったが、それはアメリカが同盟諸国に対して技術の開示をしたがらない性質が示されたからである。日本の政策立案者たちは、アメリカ下院が F-22 について、日本がアメリカにとってアジア太平洋地域で最大の同盟国であるにも拘らず、また、安倍首相が 2007 年 4 月に訪米した際、個人的に要望したのに拘らず、さらには、同年 2 月に F-22 の引渡しこそ日米同盟を確固たるものにする、前ブッシュ政権で働いた関係者が語ったにも拘らず、である。METI の元幹部は PAC-3

BMD システムに関して起きた問題について、「アメリカから全てを買えば、生産や技術はやがてゼロになる」と述べている。

兵器生産を国際化するだけでなく、生産レンジや輸出相手を多角化する必要を認識した日本は、既に「非軍事化した」JCG パトロール艇をインドネシアへ海賊取締りのために輸出し始めており、小規模ながらも国際防衛技術協力を始めている。防衛庁（当時）の技術開発研究機関はスエーデンの NBC 施設にオブザーバーを派遣したり、ステルス技術を計算するためフランスの施設を利用している。また日本の政策立案者たちは、地雷除去、IED 爆弾による脅威に対抗する技術面でアメリカ以外の国との提携を考えている。日本は防衛産業が窮地に追い詰められているなかで、国際的な防衛協力を図るようになり、輸出市場にも次第に戻ってくるであろう。

4 . おわりに-日本の防衛産業はヨーロッパとの関係強化を求めるのか？ -

日本の防衛生産モデルは、防衛予算の制限やより費用のかかる開発コストの分担相手を必要とするもので、現状では機能できない。勿論、日本の政策立案者たちや防衛装備メーカーは、まず同盟国であるアメリカに助けを求め、共同生産のチャンスをうかがうであろう。しかしながら、日本が近代化に乗り出して以来の防衛戦略は自主技術の極大化であった。アメリカは、日本との技術交流を通じてそうした機会を提供するであろうが、それは日本の自主技術と戦略

上の自由を脅かしかねない。アメリカへあまり頼ることなくヘッジングすることを好む日本は、アメリカ以外のパートナーの選択肢を模索している。アメリカの同盟国であるヨーロッパ主要諸国は安全な第1の選択肢であり、同時にライセンス生産や共同開発を通じて技術の交流が期待できる国々である。今後日本と協力するチャンスは増えてきている。日本からの注目度が高まっている今日、重要な点は、ヨーロッパのメーカーが日本の戦略的、防衛産業のニーズに気づき、これに応えていくことである。

第2章 日本の防衛産業政策について

1. はじめに

米国や英国等では防衛産業政策が重要政策として継続的に検討されており、その内容は公刊文書としても多く発行されてきている。

防衛産業政策を、国の防衛指針を遂行するに当たり、その防衛力を支える装備品等を供給あるいは保守等を担当する産業界に対し、その防衛産業基盤を確保し、現在、将来、そして緊急要求時の防衛生産が存続できるようにする、あるいは政策を採ることと考えれば、わが国においては正面からその議論を行い、明確に政策を示す文書を作成した例はごくわずかであり、産業界側が自主的に政府側の計画を読み取りそれなりに対応してきたというのが実態である。その理由としては次のような諸点が挙げられる。

- ・ 第2次大戦でのトラウマの継続から防衛産業という言葉が「死の商人」を連想し、防衛の必要性や防衛力の一環としての防衛産業の必要性等に関する論議を日本では一般的に忌諱してきたため、防衛産業政策を正面から論じるということへの世論形成がさ

れてこなかったこと。

- ・ 第2次大戦の敗北に伴う戦争放棄を規定した新憲法制定と、連合国司令部による平和政策に伴う社会一般における軍事に係る諸事のタブー視または軍備の忌避意識などが、背景としてあったこと。
- ・ かつては防衛省は防衛庁として内閣府の下にあり、省としての独自政策がとりにくかったこと。
- ・ わが国の防衛政策が外務省、経済産業省、防衛庁等に絡むうえに、日本の行政官庁は縦割りで行政を進める傾向にあり、国としての統一した防衛産業政策性がまとめでない構造であること。

日本における防衛産業政策を考える上でのもうひとつの背景は、武器輸出三原則(付録1参照)の存在である。米国への技術輸出等一部の例外を除き、武器輸出(直接の殺傷機器だけでなく)は原則として禁止されており(最近個別案件ごとの緩和の動きはある)、その意味で防衛産業は国内のみの市場に限定されているという国際

的には閉鎖社会となっている問題がある。

一方で産業界から見れば、規模は小さい(特に国内市場だけの制約、逆に言えばそれが国外からの兵器等防衛装備品の輸入の実質的制限にもなっている)ものの1990年代中ごろまでは防衛装備予算もそれなり順調に推移したこと、最近の予算抑制下にあってもそれほどの劇的な装備予算削減はなかった(微減の方向)ことから、それなりの対応が可能であったとみられる。そしてこのことが企業の防衛予算への依存度の低さとあいまって、米国や欧州に見られたような防衛産業界でのM&Aによる再編まで(一部の例外を除き)結びつかなかったともいえる。

わが国における産業育成政策の立案執行については経済産業省が主たる担当であり、第2次大戦後の日本産業の復興に当たっては、経済産業省(当時の通産省)が極めて大きな役割を果たし、その各種政策は航空宇宙防衛分野とFine Chemical分野を除いては、日本の産業が世界的な力をつけるにいたった原動力であったといわれている。

防衛産業政策を行政の組織面で担っているの

は、防衛省と経済産業省と考えられる。国の産業育成という面では経済産業省が中心であり、その意味では同省の航空機武器宇宙産業課が担当するところであろう。また輸出入(貿易)の規制等の問題や化学兵器・生物兵器の問題(開発・生産・管理他)についても経済産業省が関連する。防衛省は現在、内局の経理装備局装備政策課がその任務の中心になっている。(重要な事項に関しては総理大臣が議長の安全保障会議で決定されることがある。)両組織の役割(所掌)については、組織令から付録4に転載してある。

2. 日本における防衛産業政策関連としてみられるもの

日本においては防衛産業政策と正面から銘打った文書等はないが、防衛をめぐる環境とわが国の防衛方針を記述する「防衛計画の大綱」(その要旨は付録2を参照)とそれに付随する「中期防衛力整備計画」(その要旨は付録3を参照)が実質的に防衛産業政策の基本を構成していると考えられる。特に中期防衛力整備計画に示される所要経費総額、及び同計画の別表は、(買い物

計画ではないかと揶揄する向きもあるが) 5 年
間における主要装備品の整備規模をあらわして
おり、防衛産業界にとっては大きな指針となる
ものである。

しかし防衛産業政策を、防衛大綱等に示され
る防衛のあり方を実現するために、(米国防総省
の担当部局の任務として示されるように) 装備
等の供給や保守等に係わりのある防衛産業基盤
を確保し、現在、将来、そして緊急要求時の防
衛生産が存続できるようにすること、そしてそ
のために防衛産業の現状を分析してできるだけ望
ましい方向へ誘導するような各種の政策を採る
ことととらえれば、そのような方針を継続的に
検討し公表し実施した例は日本ではほとんど見
当たらない。

日本国においては担当官庁から法律や規制・
ガイドラインとして政策等が示されるほかに、
政策官庁が臨時的に有識者による研究会を組織
し、政策提言等の諮問・検討と報告書作成を依
頼し、それが実質的に政策に反映される場合が
多い。その他に官庁所管の外郭団体(公益法人
等)への官庁側の公式または非公式の要請に基

づき、あるいはその団体の自主的発意により、
関係者の研究会・勉強会が臨時的に組織されて
諸外国の動向調査など各種テーマの検討と報告
書作成が行われ、それが政府機関職員の政策実
践の参考とされることが多い。防衛分野におい
ては、これらの報告書に基づきその内容が実際
に法令化されたり行政指針として実践されるこ
とは、公式には少ないため防衛産業政策等とし
て文書化されたものはわずかである。しかしこ
れらの活動により官民の関係者が問題事項に関
し共同の理解とそれとない合意(阿吶の呼吸)
を持つことで、実質的に暗黙裡の政策形成と実
践になる場合が多く、これがいわゆる日本の行
政文化の特徴を形成しているといえよう。

1) 防衛産業・技術基盤研究会報告書について (2000 年度)

2000 年度に防衛庁装備局長及び通商産業省
機械情報産業局長の合同研究会として開催され
た(臨時的に結成された)防衛産業・技術基盤研
究会(唐津一 東海大学教授が会長)による討議
結果としての報告書は、日本における防衛産業

政策の提言として見られる数少ない一例である。

同報告書は 21 世紀における基盤の構築に向けて、「防衛産業・技術基盤の維持・育成に関する基本的方向」を検討したものである。その報告書の中では、提言「課題の今後の方向」、「技術基盤に関連した課題と今後の方向」として次の内容が取り上げられている。(なおその細部は附録 4 に示すとおりである。)

「課題の今後の方向」

- ・ 産業基盤の維持 調達量確保と平準化、維持・修理基盤の重要性も考慮等
 - ・ 効率的・効果的な調達補給の推進
 - 民生技術 COTS 活用、契約方式問題、
 - 確定契約推進/インセンティブ付加、
 - PFI 活用等
 - ・ 装備品取得の考え方の明確化 国産化の考え方、重点技術分野等
 - ・ 企業体質強化の推進と防衛産業の効率化
- 「技術基盤に関連した課題と今後の方向」
- ・ 技術基盤の維持・育成
 - 長期的・戦力的視点の重点技術分野明確化

システムインテグレーション技術の重視

- ・ 効率的・効果的な研究開発の推進 予算増加と研究担当人員の増加を勧告
- ・ 評価体制を含む研究開発体制の見直し
- ・ 装備・技術面での日米協力の強化
- ・ 重点技術分野の明確化等

この報告では、時間的な制約もあり概略的な提言が主体であって、日本の防衛産業能力の実態調査等までは踏み込んでいない。またこの報告書の提言のその後については、一部の装備・技術面での日米協力強化やコスト低減インセンティブ付与など部分的に実現されているものもあるが、陸海空 3 自衛隊の共用化・ファミリー化やシステムインテグレーション技術の重視の必要性等、いまだ効果的に実現されているとは思われないものが多い。

2) 防衛市場及び防衛技術動向等の調査検討について

防衛産業の各分野の市場動向や技術動向についての調査や検討(特に欧米との比較調査等)については、企業の独自のものは別として、業

界として防衛関連の財団や社団などの公益法人等が中心(時にはシンクタンクといわれる私企業や研究所を含む)で必要に応じた形で行われている。それは防衛省からの非定期的な公式の委託調査のほかに、非公式の要望を受けてのまたは公益法人等の自主的な必要性判断で行われる場合等がある。これらの調査検討結果は、政府からの正式委託調査を除いては、いずれの報告内容も多くは公開されている。しかしこれらの報告内容を防衛産業政策として反映し、具体的に施策あるいはガイドラインとして発表されたことはほとんど見当たらない。しかし防衛産業側からみれば一企業単独では困難な各種調査等からの情報を、公益法人等の合同調査検討等に共同して参画することによって入手できることは、世界的な防衛分野の動向や日本における実質的な防衛産業政策となるであろう内容をうかがい知ることができ、大いに役立っているものと考えられる。

3) 防衛白書にみる防衛産業政策関連事項

最近の防衛省の防衛産業政策と思われる(経

理装備局装備政策課の担当)ことごとについて、防衛白書 2007 年版にわずかな記載があるだけで、明確な防衛産業政策として記載されているものはみあたらない。ここ数年防衛省の防衛産業政策関連部門は、現行防衛調達制度に起因したと思われる防衛調達に関連する不祥事(業者の過大請求や官製談合等の問題)への是正対応と、装備品の効率的な取得のための総合取得改革の推進に大きな勢力を割いてきている。従って 2007 年度防衛白書に「防衛産業・技術基盤の充実強化については、わが国の安全保障上重点を置いて育成・維持すべき防衛生産・技術基盤の分野を明確化するなどの検討を行っているところ」と記載されているように実際的な施策立案・実践はいまだ行われていない。

4) 経済産業省における防衛産業育成活動

国家的見地からの一般的な産業育成の観点で見れば、日本では第 2 次大戦後の復興に当たり経済産業省(当時の通産省)が政策策定と実施にあたり大きな役割を果たしてきた。現時点でも(防衛分野については微妙であるが)経済産業

省の産業育成に果たす役割は極めて大きいといえよう。経済産業省は防衛分野関連でも、例えば航空機に関しては軍需民需に共通である航空機産業育成施策を積極的にとってきている。産業動向の分析、将来への方向付け、補助金行政等、各種の産業育成政策が採られてきており、最近の公表(インターネット上)資料では、2006年4月27日の(経済産業省航空機武器宇宙産業課による)「経済産業省の航空機産業施策について」がある。

一方防衛分野については、例えばある分野での補助金政策等の直接の育成施策は見当たらないが、同省の航空機武器宇宙産業課に防衛産業企画担当官を置き、側面的な防衛産業育成に努力している。具体的には同省あるいは関連外郭団体による防衛産業育成策に関する委託調査研究が行われている。公益の社団法人や財団法人が受託し、「先進諸国における防衛産業政策の動向に関する調査研究(わが国への防衛産業維持育成政策への提言を含む)」、「防衛産業の国内技術基盤維持のための調査研究」などが報告書として提出されている。

3. 防衛取得調達改革について

冷戦終了をきっかけとして、脅威の変化、防衛予算の限界と削減要求、IT技術等を中心とした民生技術の大幅な防衛装備品への取り組みを可能とする技術進歩、などの環境変化に対応して、世界的に防衛取得調達に関する改革の必要性が叫ばれ実施されてきている。これに関連し1990年代後半から米国に始まり欧州でも行われた防衛関連企業の吸収合併を政府が支援した例(米国)もあり、防衛取得調達改革は防衛産業政策の大きな一環であるといえよう。(ちなみに日本においては防衛産業のM&Aは、造船業界の一部の例を除きほとんど行われていない。)

防衛取得調達改革については日本においても過去3回の改革が行われ、現在も3回目とされる総合取得改革活動の延長の最中にあるが、あまり成果が上がっておらず、2007年末から再度新たな取得調達改革の取り組みが始まっている状況にある。新しい日本の防衛省の取得改革の目標は、防衛調達の透明性と公正性の確保であ

り、具体的には装備品等のライフサイクル管理の強化、効果的・効率的な研究開発の在り方検討、調達・維持整備の効率化に向けた施策の強化等となっている。これらの目標及びこれまでの努力を、英国防省の Smart Acquisition 関連活動や、米国防総省の過去 128 回に及ぶとされる取得改革(さらには最近の DAPA : Defense Acquisition Performance Assessment Project 活動)と比較すれば、次のような違いがあると思われる。

- ・ 装備品調達の発注者側である防衛省と、受注者側(防衛産業等)の協力、協調関係、があまりない(具体的には改革の検討が官側のみで行われている)。すなわち防衛省が防衛産業等をイコールパートナーと見る関係が公式には確立していません、相互の信頼関係が密でない。

(注: このことは必ずしも両者が対立関係にあることを意味してはいない。阿吽の呼吸の業界分担から競争は激しくはなく、官民の長年のつき合いから現状維持に関しては良好な関係にある。建前から改革に関して

も公式に両者が議論し協調する関係にはなっていないとの意味である。)

- ・ 最近の日本の取得改革は、談合や虚偽のコスト報告等の不祥事をきっかけとしてそれをいかに防止するか、それに加えて防衛調達価格をいかに下げるか、に重点が置かれており、価格、性能、納期のベストを求めるトレードオフ調整は行われず、官側契約担当官の裁量をいかに狭めるか、及び不正企業への罰則の強化等が検討の主体となりがちである。
- ・ ケーパビリティベースの要求の概念がまだ確立しておらず、また要求策定部門と調達業務策定部門が(不祥事防止を狙いとして)基本的に分離されており、良い意味の交流(性能と価格の妥協等)がなく硬直した調達関係になりやすい。
- ・ 発注先選定プロセスは、不祥事を恐れて交渉契約を認めないこと、また古い会計法に拘束されて一回限りの入札で決定する方式に引きずられていること等から、表面上は総合評価方式を推奨しつつも具体策に

乏しく、Best Value 選択の実が上がりな
い傾向にある。特に最近の不祥事対策から、
原則的に随意契約の禁止/一般競争入札が
強化されており、RFP による提案書競争
から仕様書を策定するという実質的交渉
契約も容認されない傾向にある。

またこれまで検討された改革の一環として
IPT(Integrated Project/Product Teams(s))の
導入が開始されているが、IPT を実効あるもの
にするためのプログラム/プロジェクトマネー
ジャへの権限の委嘱や、マネージャを支える制
度の改正（組織面、及び予算措置面）が伴って
いないために、その効果が疑問視されるなど、
日本の取得改革はいまだその途上にあるといえ
る。

以下にこれまでの成果や最近の問題点等の話
題を具体的にいくつか例として紹介する。

1) コスト低減インセンティブ

防衛市場の特殊性と市場規模の小さいことか
ら、日本の防衛調達では随意契約または実質的
な随意契約(競争入札における1社みの応札)

が多く、いったん契約すれば調達価格が硬直し、
原価低減が進まない傾向にある。このため取得
価格の低減をねらいとして防衛省は1999年11
月インセンティブ契約制度を次官通達で導入、
2002年には制度の一部改定(技術要件の緩和)
を行った。これは受注者からのコスト低減提案
を奨励し、採用されればその得られた低減額の
50%を提案受注業者に5年間にわたりインセン
ティブ付与するものである。しかし申請手続き
の厄介さ等もあってか、8年間でわずか2件の
実施例しかなくほとんど活用されていない。防
衛省は現在再度インセンティブ付与方式を改定
検討中である。しかし基本的には、日本の防衛
契約が、確定契約といえども原価監査を要求し、
かつ超過利益返納特約条項付きにより所定の利
益率より利益が上がった場合は、確定契約とい
えどもその予定超過利益は返納せねばならない
(一方で損失が出た場合は、政府側は関与せず
受注者の一方的な負担となる)とするリスクシ
ェアのない仕組みとなっていることが、コスト
低減のインセンティブを阻害していると防衛産
業業界ではみている。(これは英国の General

Review 2003 に見る、75:25 の比率で損失も過剰利益も政府側と受注業者側とで負担する方法に比べれば、受注者側のみにリスク負担がかかっているといえる。)

2) 取得改革に伴う改善のその他の例

防衛契約案件の債権化の許容、防衛規格でなく民生品 (COTS) の積極使用奨励、国債契約の活用によるまとめ買い (調達) の試み、賃貸借物件への (単年度歳出予算のため従来は1年ごとの契約であったものを多年度契約とする) 国庫債務負担行為契約の適用、など産業界への配慮の成果がある。ただし問題も残っており、たとえば COTS 奨励については、次項に見る仕様書作成の問題やライフサイクルコストを考慮する市場調査費用の民側負担の問題など解決されていない問題が多い。

3) 仕様書作成と業者選定のプロセスの問題

防衛装備調達においてはその複雑性から仕様書の策定の難しい場合があり、その場合官側で RFP を作成し、提案書競争で実質的に業者

を選定し、のちに交渉で仕様書細部を決定し改めて入札とするか又は交渉で価格も最終的に決定する方式がとられてきた。しかし日本の公共調達では、100 年前からの会計法に基づき、仕様書は入札前にできていることを前提として一回限りの価格競争入札による業者決定が行われている。近年総合評価方式が組み合わされているが、一回限りの入札であり、応札で提出した提案内容は提案価格等は原則として変更が認められない。ここ数年の公共入札における不祥事 (特に官製談合問題) への対策として、随意契約の原則禁止の徹底が強調されているため、防衛省としては公明性・透明性を要求するこの原則論は容認したうえで、事前に仕様書を決め難しい場合の業者選定プロセスをいかにするかに苦慮している。

4) システムインテグレーション技術とその責任負担問題

防衛装備品調達システムの大型化複雑化に伴い、2000 年度の研究会報告書提言にもあるごと

く、システムインテグレーション技術の重要性について認識はあるものの、それが産業政策さらには具体的な契約方式への工夫等に関して明確な改善や変更にはなっていないように見える。日本の防衛省調達では、護衛艦の主エンジンやレーダー等の主要兵装機材、あるいは繰り返し生産でリスクが少なくなった場合を除いては、航空機開発のエンジンの場合等も含め、官給ではなくプライム社による構成部品(サブシステム)調達とシステム統合となる場合が多い。官給の場合もシステム統合は通常プライム社の契約の中で責任をもって実行することとしている。しかしコンピュータープラットフォームについては、賃貸借契約として通常別契約(実質的な官給扱いであるが政府側は実効的にシステム統合を行う技術力を通常持たない)となるが、システム統合の責任は明確でなくあいまいな場合が多いため、実効的にシステムプログラムを製造する会社がシステムインテグレーション責務を負うことになることが多い。さらに 2000 年ごろからの日本政府における電子政府プロジェクト構築において政府側が民間の IT システ

ムインテグレーターに依存することが多く、いわゆるベンダーロックといわれる政府側が弱い立場に追い込まれることが多かったため、日本政府は最近「情報システムの政府調達に係る基本指針」を作成し 2007 年 7 月から施行している。これによれば情報システムの政府調達においては、原則として分割発注とすることが定められている。しかし政府側担当官はシステム技術者では通常ないため、分割発注によって政府がシステム統合の責任をとることは困難と思われる、民間システムインテグレーター等は危惧している状況である。この方針は防衛調達にも適用されるため、賃貸借別契約のシステム統合と合わせ、早急に合理的な解決策が望まれる状況にある。

4. 技術研究開発について

近代の技術進歩の速さと、近代的防衛装備品の要求から、防衛分野における固有の技術研究開発の推進、並びにその成果及び民間、大学その他研究機関の研究開発成果の防衛装備品への早期移転/早期取り込みが、国の防衛力確保には

極めて重要であり、また防衛産業政策からみても大きな問題である。

1) 日本の防衛科学技術研究開発投資の位置づけ

まず国全体の科学技術研究開発投資の面からみれば、GDP 比率で見れば日本は世界で一番大きく、絶対額で見ても米国に次いで大きい(約 2.5 分の 1)。しかし政府と民間の負担で見れば日本政府の負担は約 20%であり、米国及び英国の約 30%、フランスの約 40%と比べれば政府負担は少ない(文部科学省発行の科学技術白書による)。また日本の政府負担は他国と比べ防衛分野の比率が極端に低いのが特徴である。防衛分野はその市場の狭さや特性から、研究費よりも開発費の方が大きくかつ政府が研究費だけでなく開発費まで面倒を見ざるを得ない性格をもっているため、いわゆる研究費で比較すれば日本政府の防衛研究費負担は他分野よりはるかに少ないと言える。

量的には日本の防衛分野研究開発費は政府研究開発費の 5%未満(絶対額で約 2,000 億円弱程

度)であり、かつそのうちの大部分は開発費である。いわゆる米国防省の研究費 S&T(Science and Technology 6.1~6.3)が研究開発費総額の約 15%を占めているのに対し、日本の S&T 相当費は(はっきりした統計がないが)防衛研究開発費全体の 2%以下ではないかとみられる。

このような日本の防衛分野の研究費の少なさと研究人員の少なさに加え、第 2 次大戦以降、日本では大学等の一部研究者に防衛研究に対する強いアレルギー反応があり、少数であってもその意見が通りやすいことから大学等の研究機関の防衛分野への関心が低く、防衛研究開発と非防衛分野の科学技術研究開発との協調や整合性検討、さらには包括した調整等はほとんど行われていないのが現状である。(ごく一部の例としては、文部科学省系の独立行政法人科学技術振興機構(JST)での対人地雷探知・除去研究開発推進(防衛省に協力要請)がある程度である。)

2) 日本の科学技術研究基本計画と防衛科学技術研究開発

日本では国としての科学技術研究基本計画(5

年計画で、現在は第3期計画 2006 年度～2010 年度の途中にあり、政府の科学技術投資総額は、約 25 兆円) が策定されているが、これまでは防衛分野関連の記述はなかったものの、第3期計画においては、6 大目標のうち目標6として「安全が誇りとなる国、世界-安全な国・日本を実現(国土と社会の安全確保、及び暮らしの安全確保)」が盛り込まれている。これに関連し最近の総合科学技術会議「安全に資する科学技術推進 PT)」による、わが国の総合的な安全保障への貢献としてデュアルユース技術も含め安全に資する科学技術のあり方を検討する、という動きもみられるようになってきた。しかし日本では、防衛分野の研究に対する率直な理解と共同研究についてはなかなか進展がみられないのが現状である。

3) 防衛省技術研究本部の中長期技術見積もり

一方防衛省の技術研究開発計画についてはこれまであまり公表されたものはなかったが、2007 年 4 月に初めて、防衛省技術研究本部から「中長期技術見積もり」なるものが公表され

ている。しかしこの資料は、国の防衛計画やケーパビリティベースの戦略を防衛大綱等に求めつつ、技術のシーズベースに基づいて将来技術を検討した結果である。すなわち防衛省技術研究本部が取り組むべき技術分野ごとの将来装備システム等に要求される機能特性等(20 項目)と、(現在は基礎研究段階だが)将来装備品等の性能を飛躍的に向上させる又は新装備品の創製につながる技術(13 項目)とを列挙している。従ってこれは技術研究本部がシーズベースの最新技術研究開発動向を紹介し、防衛省としてケーパビリティベースの防衛力開発計画等を策定するための参考にする狙いとみられる。

4) 外国との共同研究開発

武器輸出三原則の例外事項として米国への技術供与は容認されるとしたことにより、米国との共同研究開発はアイセーフレーザー等で行われてきていた。近年弾道ミサイル防衛に関する共同研究開発実施の必要性等から、さらに踏み込んだ形で2004年の官房長官談話が発表され、米国とはより共同した研究開発に踏み込む状況

にある。2008 年度においては具体的に次のような 5 件の共同研究と 1 件の共同開発について着実に実施することになっている。

- ・ 艦載型対空レーダの研究
- ・ 艦載型戦闘指揮システムの能力向上の研究
- ・ 先進船体材料・構造の研究

- ・ 携帯型化学剤検知技術の研究(候補)
- ・ 画像ジャイロ応用技術の研究(候補)
- ・ 弾道ミサイル防衛用誘導弾の開発

また 2008 年度はその他諸外国(フランス、スウェーデン、英国等)との技術交流活動の活発化をはかることとなっている。

[付録 1] 武器輸出三原則関連資料 (抜粋)

2. 武器輸出三原則 (1967【昭和42】年4月21日; 佐藤栄作内閣総理大臣の衆議院決算委員会での答弁【要旨】)

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められない。

- 1) 共産国向けの場合
- 2) 国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合
- 3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

3. 武器輸出に関する政府統一見解 (1976【昭和51】年2月27日; 三木武夫内閣総理大臣の衆議院予算委員会での答弁【全文】)

(1) 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

- 1) 3原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- 2) 3原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- 3) 武器製造関連設備(輸出貿易管理令別表第1の第109の項など)の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする(1991【平成3】年の輸出貿易管理令の一部改正で、「第1項」に)。

■武器輸出3原則での官房長官談話 (東京新聞記事 2004年12月9日)

武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持する。

ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、わが国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこととする。

なお、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件についても、新防衛大綱の策定の過程で種々問題提起があった。これらの案件については今後、国際紛争等の助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別の案件ごとに検討の上、結論を得る。

[付録2] 日本の防衛大綱について (抜粋)

日本の防衛大綱は、これまで1976年、1995年、及び2004年(9/11テロ事件後に対応して作成された)に作成されている。1976/1995年の兩大綱の基本的な考え方は、基盤的防衛力構想「軍事脅威に直接対抗するよりも、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有する」というものである。2004大綱では、この基盤的防衛力構想の有効な部分は継承しつつ、これを見直し、「従来の抑止効果重視から国内外のさまざまな事態への対処能力を重視した防衛力への転換」としている。その見直しの理由としては、事態への実効的な対応(脅威の顕在化の未然防止と事態発生時の有効対処、被害の極小化)と、国際平和協力活動への主体的・積極的な取り組み、が必要になってきたことをしており、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を目指すとしている。

「防衛計画大綱(2005年度以降に係わる大綱)の目次」(本文はインターネットに掲載されている)

I 政策の趣旨

II わが国を取り巻く安全保障環境

III わが国の安全保障の基本方針

1. 基本方針

2. わが国自身の努力

3. 日米安全保障体制

4. 国際社会との協力

IV 防衛力のあり方

1. 防衛量区の役割

2. 防衛力の基本的な事項

V 留意事項

防衛産業政策的な観点からは、この大綱の最後の「V 留意事項」の記述も注目される。大綱の防衛力のあり方の実現のための防衛力の整備、維持及び運用に際して次の諸点に留意すること、及び防衛力のあり方はおおむね 10年後を念頭とし、5年後に変化あれば修正する、と記述されている。

- ・ 厳しい財政事情から一層の効率化、合理化により経費を抑制、国の他の諸施策との調

和を図りつつ防衛力全体として円滑に十分は機能を果たすようにする。

- ・ 装備品取得ではライフサイクルコスト抑制に取り組み、研究開発の効果的効率的実施を図る。
- ・ 防衛施設の効率的な維持及び整備推進について諸施策を実施。

別表

この内容を次頁に示す。

「2005 年度以降に係わる防衛計画大綱の別表」

別 表

今後の防衛力を多機能で弾力的な実効性のあるものとするとの趣旨にかんがみ、以下の具体的な体制をもって、IV に示す多様な役割を果たすものとする。

陸上自衛隊	編成定数		15万5千人
	常備自衛官定員		14万8千人
	即応予備自衛官員数		7千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 中央即応集団
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群
	主要装備	戦車	約600両
主要特科装備		約600門/両	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊（機動運用）	4個護衛隊群（8個隊）
		護衛艦部隊（地域配備）	5個隊
		潜水艦部隊	4個隊
		掃海部隊	1個掃海隊群
		哨戒機部隊	9個隊

	主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	47隻 16隻 約150機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 空中給油・輸送部隊 地对空誘導弾部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊) 12個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 6個高射群
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約350機 約260機
弾道ミサイル防衛 にも使用し得る 主要装備・基幹部隊		イージス・システム搭載護衛艦 航空警戒管制部隊 地对空誘導弾部隊	4隻 7個警戒群 4個警戒隊 3個高射群

[付録3] 防衛計画の大綱と同時に決定された中期防衛力整備計画(2005年度～2009年度)

(抜粋)

この中期防衛力整備計画に記載されて

る。

いる内容項目は次の通りである。

I 計画の方針

2 本格的な侵略自体への備え

II 防衛庁・自衛隊の組織の見直し

3 国際的な安全保障環境の改善の

ための主体的・積極的な取り組み

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

4 防衛力の基本的な事項

1 新たな脅威や多様な事態への実

統合運用の強化、情報機能の強

効的な対応

化、科学技術の発展への対応、人的資

弾道ミサイル攻撃への対応、ゲ

源の効果的な活用、5 防衛力を支え

リラや特注部隊による攻撃等へ

る各種施策の推進の5項目を記載。

の対応、島嶼部に対する侵略への

IV 日米安全保障体制の強化のための

対応、周辺海空域の警戒監視及び

施策

領空侵犯対処や武装工作戦闘へ

の対応、大規模・極主催該当への

対応、の5項目が記載されてい

V 整備規模(主要な装備品の具体的整備規模を次の別表で記載)

陸上自衛隊	戦車	49 両	
	火砲(迫撃砲を除く)	38 両	
	装甲車	104 両	
	戦闘ヘリコプター(AH-64D)	7 機	
	輸送ヘリコプター(CH-47JA)	11 機	
	中距離地对空誘導弾	8 個中隊	
海上自衛隊	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上	3 隻	
	護衛艦	5 隻	
	潜水艦	3 隻	
	その他	11 隻	
	自衛艦建造計	20 隻(約 5.9 万トン)	
	新固定翼哨戒機	4 機	
	哨戒ヘリコプター(SH - 60K)	23 機	
	掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)	3 機	
	航空自衛隊	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上	2 個群及び教育所要等
		戦闘機 (F-15) 近代化改修	26 機
戦闘機 (F-2)		22 機	

新戦闘機	7機
新輸送機	8機
輸送ヘリコプター (CH-47J)	4機
空中給油・輸送機 (KC-767)	1機

VI 所要経費

2004年度価格でおおむね24兆2,400億円をめどとする。状況変化の際は安全保障会議の承認を得て、1,000億円を限度として事業実施措置をすることができる。

[付録 4] 防衛産業政策関連行政組織の所掌(組織令より転載) (抜粋)

(1) 防衛省組織令第 3 章内部部局第 3 節 五 装備施設本部の管理及び運営一般に
課の設置等 第 5 款経理装備局 関すること。

(装備政策課の所掌事務)

第三十六条 装備政策課は、次に掲げる事
務をつかさどる。

(2) 経済産業省組織令第 1 章第 2 節内部
部局第 3 款課の設置等 第 6 目製造産業局

一 装備品等の開発及び調達等、役務の調

(航空機武器宇宙産業課の所掌事務)

達、装備品等の研究並びに自衛隊の施設

第 76 条 航空機武器宇宙産業課は、次に

の取得に関する総合的な政策の企画及び

掲げる事務をつかさどる。

立案に関すること。

(1) 第 8 条第 1 号及び第 11 号に掲げる事

二 入札及び契約の適正化に関する総合

務であって、次に掲げる物資に関するもの

的な政策の企画及び立案に関すること。

に関すること。

三 装備品等の開発及び調達等並びに役

航空機及びその部品

務の調達の基本に関する事務の総括に関す

武器及びその部品

ること。

猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃、捕鯨

四 装備品等の開発及び調達等並びに役

用標識銃、救命索発射銃及び空気銃

務の調達の制度に関すること (監査課の

人工衛星及びロケット並びにこれらの

所掌に属するものを除く。) 。

部品

(2) 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、鉱工業の発達及び改善を図るものに関する事。

(3) 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち宇宙の利用に関するものの総括に関する事

(製造産業局の所掌事務)

第8条 製造産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費(生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整に関する事(資源エネルギー庁及び商務情報政策局の所掌に属するものを除き、航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)

鉄鋼、鉄鋼製品、軽金属、ニッケル、

コバルト、チタニウム、希有金属、非鉄金属製品、金属くず、化学工業品、機械

器具、鋳造品、鍛造品、繊維工業品、雑貨工業品及びこれらに類するもの(油脂

製品、化粧品、農水産機械器具、産業車両、陸用内燃機関、航空機、銃砲及び木

竹製品並びに土木建築材料(木材を除

く。)を含み、化学肥料、飲食料品、農薬、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動

車用代燃装置、原皮、原毛皮、国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、

船舶用機関及び船舶用品並びに農林水産省がその生産を所掌する農機具を除く。)

(11) 製造産業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事。

第3章 日本の防衛産業の現状と英国産業界との協力の可能性

1. はじめに

日本の防衛産業は現在多くの困難に直面している。経済成長の停滞と財政構造改革の中で防衛予算は厳しく制約されているだけでなく、昨年から大きな問題となった防衛調達における官業癒着スキャンダルに伴い、調達プロセスが複雑になっただけでなく、調達の透明性を確保するため、コスト計算の精緻化や競争入札の導入といった、産業界に負担のかかる改革が進められている。

しかし、日本の防衛産業が抱える問題は、こうした表面的な問題ではなく、より構造的に根深い問題がある。第二次世界大戦後、敗戦国である日本は米国を中心とする占領軍によって防衛産業が解体されただけでなく、将来にわたって軍国主義の復活を妨げ

るため、防衛・航空宇宙産業の育成も制約されることとなった¹。また 1947 年に公布された日本国憲法第九条で、日本は交戦権を放棄し、再軍備を行わないことが明記された。これを国是として保守・革新勢力とも第九条の平和主義を戦後再建の基礎としたのであった。しかし、朝鮮戦争をきっかけに日本の再軍備が進み、現在の自衛隊が編成されるに伴って、独自の防衛産業を育成し、自主国防が可能な産業体制を構築することが目指されたが、憲法上の制約と日米安保条約を基礎とする米国との同盟関係、さらには広く国民に支持されている平和主義によって、独自の防衛産業政策に大きな制約がかけられている。

本稿では、このような日本の防衛産業の特殊性を踏まえて、日本と英国が防衛産業

協力を進めることが可能なのか、また欧州で進められている防衛産業協力のメカニズムが日本にも応用可能なのかを検討する。

2. 日本の防衛産業政策の歴史的背景

第二次世界大戦直後、日本の防衛政策は米軍が中心となった占領軍が担っており、実質的に日本は自らの防衛政策も防衛産業政策も持ち得なかった。しかし、1951年のサンフランシスコ講和条約で主権を回復し、日米安全保障条約によって米国との同盟を結び、在日米軍に防衛を依存しながらも、自らの安全保障手段を確保するため、1950年に警察予備隊を創設し、1952年には保安隊、1954年には自衛隊へと改編され、独自の武力集団を持つこととなった。

しかし、自衛隊の創設は憲法第九条の戦力放棄と交戦権の放棄に違反するとして、社会党、共産党を中心とする革新勢力が自

衛隊違憲論と日米安保条約反対を唱え、平和憲法の維持と米国との同盟によって戦争に巻き込まれることを嫌う世論によって、革新勢力の主張は強く支持されることとなった。従って、1950年代は安全保障防衛政策を巡って国論が二分し、自衛隊と日米安保を巡る大きな論争が展開された。

そうしたイデオロギー的対立が終息していくのは1960年代から1970年代にかけてであり、この時期に自民党政府は「所得倍增計画」に象徴される高度経済成長と福祉国家の成立を主軸とした政策を展開し、自衛隊と日米安保は次第に国民に受け入れられていくようになった。しかし、「護憲(憲法第九条の改正反対)」を掲げる革新勢力への支持も強く、自衛隊と日米安保を定着させるためにも、その存在を強い制約の下に置く必要があった。

3. 防衛産業を取り巻く制約

その第一が「武器輸出三原則」である。1960年代後半、ベトナム戦争に対する日本の関与と核不拡散条約(NPT)への参加が国会で取り上げられ、日本がベトナム戦争に主体的にコミットしていないことを示すため、佐藤栄作首相が国会で、①共産圏諸国向けの輸出、②国連決議により武器禁輸の対象となっている国家向けの輸出、③国際紛争当事国ないしはそのおそれのある国向けの輸出を原則として禁ずるとした。しかし、この佐藤政権の「武器輸出三原則」は1976年に三木政権によって新たな原則として再解釈されることとなった。三木政権の「武器輸出三原則」は、①(佐藤政権の)三原則対象地域への武器輸出は禁止する、②三原則対象地域以外の地域に対しては、憲法および外国為替法、外国貿易管理

法の精神に則り、武器の輸出を「慎む(事実上の禁止)」、③武器製造関連設備の輸出に関しては武器に準じて取り扱うものとする、とした。この際、「武器」に該当するのは、①軍隊が使用するもので、直接戦闘の用に供されるもの、②本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなもの、と定義された。三木政権の「武器輸出三原則」によって、日本の防衛産業は一切の武器輸出を「慎む」ようになっただけでなく、武器製造関連設備、すなわち軍民両用技術を含むものについても、極めて強い自己規制をかけざるを得なくなった。また、この武器輸出三原則は②の原則により、同盟国である米国に対しての輸出にも適用されているため、米国を含むあらゆる

国家に対する武器輸出を「慎む」こととなった²。現在に至るまで、FSX プロジェクト（後述）における日米共同研究開発のサンプルの輸出（完成品の輸出ではない）、SDI（戦略防衛構想）における日米共同開発、ミサイル防衛における日米共同開発、という三つの例外を除いては武器輸出が許可されたことはない（ただし、軍事目的でないライフルの輸出などは存在する）。

この三木政権の「武器輸出三原則」が日本の民生製造業を発達させ、民生向けの輸出に特化した産業構造を作っていたことは間違いなく、こうした制約が石油ショック後の日本経済を民生品を中心とした輸出主導型の成長モデルを作り出した。と同時に、日本の防衛産業は、国内需要（防衛庁需要）のみに依存した、極めて偏った産業構造を作り出すことになった。

第二の制約は（これも三木政権下で 1976 年に閣議決定された「防衛費対 GDP 比 1% 枠」である。長年、日本の GDP は拡大を続けていたため、GDP の伸びとともに防衛費も増大していく傾向にあったが、1980 年代に経済成長のペースが緩まると、GDP 比 1% 枠が大きな制約となるようになってきた。中曽根政権時代の 1987 年に GDP 比 1% 枠を突破する予算を組んだが、このときも 1.004% という微細な伸びであり、閣議決定を覆すという政治的な象徴としてはインパクトが強かったものの、実際の防衛費の伸びは極めて限られており、現在に至るまで、防衛費は GDP 比 1% 前後に収まっている（2007 年では GDP 516.0 兆円に対し、防衛費 4.8 兆円で 0.93%）。国内需要に依存している日本の防衛産業にとって、防衛費の伸びが制約されていることは、彼らが活動出

来る防衛市場が限定されており、それ以上の収益を見込むことが出来ないことを意味している。日本の防衛産業の多くは民生事業も行う重工業や電機産業といった総合的な製造業に従事しており、防衛市場に特化した企業は一社もない。つまり、防衛市場のみで事業が成り立たないことが明白であるため、日本の防衛産業は民生分野での収益に大きく依存し、防衛分野での収益は極めて限られたものになる。しかし、日本の主たる防衛企業は民生分野においても官需に対する依存度が高く(たとえば NEC は官庁ネットワークや公的なコンピュータシステムへの関与が高い)、防衛も「官需」の一端として認識し、防衛分野での関与を通じて民生分野での官需を獲得することも意図していると言えよう。

さて、防衛予算であるが、GDP 比 1% 枠

といっても、その防衛予算が全て装備に回るわけではない。2007 年度の防衛関連予算は 4 兆 7815 億円であったが、そのうち人件・糧食費は 2 兆 1015 億円で、全体の 43.9% を占めており、物件費 (事業にかかる費用) は 2 兆 6800 億円でしかない。そのうち 1 兆 7662 億円 (全体の 36.9%) が「歳出化経費」と呼ばれる、過去の契約に基づく支払いであり、新たな装備の調達など出来ない費用であり、実際の年度の活動や新規の契約に使える費用は「一般物件費」と呼ばれる、9138 億円 (全体の 19.1%) しかない。

この「一般物件費」の内、研究開発費が 261 億円 (全体の 0.54%)、装備品等購入費は 215 億円 (全体の 0.45%) である。ただし、契約ベース (単年度一般物件費 + 新規後年度負担³⁾) では、研究開発費が 1327 億

円、装備品購入費が 5163 億円、航空機購入費が 2110 億円、艦船建造費が 1460 億円となり、研究開発と防衛調達で 1 兆 60 億円となる⁴。いずれにしても、日本の防衛予算は人件費や施設費に回る割合が大きく、研究開発や装備調達といった防衛産業の売上に つながる予算は限られている。

4 . 制約による弊害

このような制約の下で防衛産業が活動することは、様々なひずみを生じさせている。現在も進行中の防衛調達を巡るスキャンダルは、防衛調達市場が極めて小さく、その調達基準が必ずしも明確でないため、防衛産業と防衛省の間に癒着が生まれ、自社製品の採用を働きかけることで恣意的な調達システムができあがることを示唆している。諸外国においては、こうした調達プロセスの透明化と競争原理の導入が計られ、その

結果、一定の正当性を持つ調達が行われているが、日本においては、防衛調達そのものに対する嫌悪感（平和主義から見れば武器・装備を調達することすら「悪」と見られる）が働き、調達プロセスそのものを透明化することに消極的であった。従って、過去の防衛調達を巡るスキャンダルは、こうした不透明性に起因する「水増し請求（本来のコスト以上の費用を請求し、差額を着服する）」が行われたことに端を発している。

こうした制度的不備や不透明性の問題と調達側（防衛省）と供給側（防衛産業）の倫理観の欠如といった問題は弊害の大きな問題であるが、これは制度的・倫理的に解決が可能な問題である⁵。しかし、武器輸出三原則と防衛費 GDP 費 1% 枠という構造的な問題に起因する弊害もいくつも存在する。第一に、日本における防衛装備品のコスト

が極めて高くなることである。武器輸出を原則として「慎む」ことが求められているため、防衛産業は国際競争力を向上させる、すなわちコストを削減し、単価を下げ、より「売れる」製品を作る必要がなく、コスト削減のインセンティブが働かない。従って、装備品の価格は防衛省との交渉によって決定され、コスト・プラス・フィー契約（コストに一定の利益を上乗せした契約）が結ばれる傾向にある。そのため、防衛産業サイドは積極的に高コストな製品、つまり複雑な技術を採用し、単価の高い部品を使うことにインセンティブを持つ。これが結果として高コスト体質を定着させ、その過程で「水増し請求」が発生する可能性を高めるのである⁶。

第二に、防衛費1%枠の中で高コストな装備を調達するということは、必然的に調達

出来る装備の種類と量に制約が設けられ、包括的な防衛システムを構築することが難しくなる、ということの意味する。つまり、日本の防衛調達を中心は正面装備、すなわち実際の戦闘における前線の装備に集中してきた。しかし、1992年のカンボジアPKO（UNTAC）への自衛隊派遣以来、国連ないしは「有志連合」の後方支援を担当することが多くなったことで、輸送や補給といった後方装備の充実も図られてきた。その結果、通信や情報収集といった分野における装備の調達のプライオリティが最も低くなり、この分野における装備が極めて脆弱であることも確かである。

その理由として1969年の「宇宙平和利用国会決議」が挙げられる。現代のグローバルに展開する自衛隊にとって、人工衛星を通じた通信や情報収集は外国領域に自衛隊

を派遣するに当たって不可欠なインフラで
あるだけでなく、米国が進める RMA
(Revolution in Military Affairs)が宇宙イ
ンフラを積極的に利用している中で、日米
同盟の下、インターオペラビリティを取ら
なければならぬ自衛隊が、宇宙利用を進
めるのは時代の趨勢であるが、こうした自
衛隊の宇宙利用は「宇宙平和利用国会決議」
によって、原則として否定されている。こ
の決議は、日本の宇宙開発が「平和の目的
に限り」行われる、と規定している。1967
年に発効した宇宙条約などにも「平和的目
的」といった条項があるが、国際的には、「非
攻撃・非侵略 (non-offensive,
non-aggressive)」な利用は「平和的な利用」
として認められている。つまり、通信や情
報収集といった直接武力を行使するわけ
ではない装備は「平和的目的」に反している

わけではない、という解釈が一般的である。
しかし、日本の国会において宇宙開発のあ
り方が論じられた際、「平和の目的に限り」
という条項の解釈は「非軍事
(non-military)」であるとされた。この背
景には原子力の平和利用があり、防衛省(当
時は防衛庁)自衛隊は原子力に関する研究
開発に着手してはならず、運用することも
認められない、とされてきた。それと同様
に、防衛省・自衛隊は宇宙開発に関しても
研究開発・打ち上げ・運用を行ってはず
ない、という解釈が一般化され、国会は全
会一致でこの解釈を支持したのである。そ
の結果、自衛隊は宇宙インフラを利用する
ことが認められておらず、唯一、1985年に
政府統一見解として出された「一般化原則」、
すなわち、民生部門や商業部門で一般化さ
れた機能を持つ衛星であれば、自衛隊はそ

れを利用することが可能である、という解釈によって、宇宙インフラの利用が条件付きながら認められた。この一般化原則によって、自衛隊は商業通信衛星や商業的に頒布される衛星画像を利用することが可能になったが、自らが運用する宇宙システムを開発・運用することは出来ない⁷。

このように、自衛隊の装備は原則として、正面装備が中心であり、インフラ部門に関する調達は非常に脆弱な状態のまま、バランスを欠いた防衛システムが構築されてきた。しかし、日本が2003年12月の閣議決定により、ミサイル防衛構想に参加することになったため、こうした宇宙インフラの利用が不可欠となり、現在、国会に「宇宙基本法」が提出され、宇宙の「平和利用」の概念を「非軍事」から「非攻撃・非侵略」へと変更しようと自民党議員が中心となっ

て運動を進めている。

第三に、武器輸出三原則による国際競争力の欠如と限られた防衛予算による防衛市場の制約は、アメリカからの技術移転とライセンス生産という仕組みを定着させることとなった。日本が独自の防衛力整備を進める段階で、重要になったのはインターオペラビリティの確保と技術的キャッチアップであった。第二次大戦直後から7年にわたり、航空宇宙・化学といった最先端の科学技術分野において研究開発が禁止され、日本の防衛産業技術は崩壊した(その結果、優れた研究者が民生部門の研究開発に流れ、日本の経済発展の基礎となった)。1950年代に自衛隊が創設され、日米安保条約の下で米軍と協力して作戦行動を行うためには、何よりも技術的キャッチアップが重要であり、その最も早い方法がライセンス生産と

いう方式であった。これにより、日本の防衛産業は米国の技術（その多くはブラックボックス化されていたが）を吸収し、高い品質の製品を作ることが可能となった。

しかし、ライセンス生産の仕組みは日本が独自の技術に基づいて防衛装備の研究開発を進めることは、米国との関係で非常に難しい状況を生み出した。その代表例が1980年代のFSXを巡る問題である。日本は民生技術と防衛技術の両面で培った新たな技術（たとえば複合材）を用いた、新たな次期支援戦闘機を開発するに当たって、米国からのライセンス生産ではなく、自国技術で開発・生産することを目指した。しかし、これは米国の強い介入に合い、結果的に日米共同開発のプロジェクトとなっただけでなく、すでに述べたような高コスト体質から抜け出せない、日本の防衛産業の

構造的特性もあり、性能に比してコストが極めて高い戦闘機となっしまい、調達にコミットした防衛省は、高額な戦闘機を長期にわたって調達し続けなければならないなってしまった（もちろん日米共同開発といっても米国に輸出することは武器輸出三原則により出来ない）⁸。近年に入り、防衛予算の漸進的な削減に伴い、F-2（FSXの実用機）の調達が困難となり、2006年度予算からF-2の調達を中止し、プロジェクトが終了した。

このように、日本の防衛産業政策は様々な制約とそれに伴う弊害が多く、諸外国の防衛産業とは大きく異なる特殊性を持っている。このような制約と弊害を踏まえて、次節では日本の防衛産業が外国との協力をいかに進めることが可能なのかを検討してみたい。

5 . 英国防衛産業との協力の可能性

すでに見てきたように、日本の防衛産業は構造的に米国との協力関係に組み込まれており、ライセンス生産だけでなく、民間航空機のボーイング 787 の開発で日本の企業（三菱重工、川崎重工、富士重工）が全体の 30% の割合で開発・製造を担当するなど、日米のパートナーシップは防衛・航空宇宙・電機産業に幅広く根付いており、米国以外の諸外国との協力の余地は少ないように見える。また、戦略的にも日本の安全保障政策が日米安保条約を基礎として成り立っている以上、米軍とのインターオペラビリティの確保が最重要課題となり、米国以外の国からの防衛調達も考えにくい状態にある。また、武器輸出三原則のため、日本の防衛産業界に積極的な国際競争力強化のインセンティブが働かず、米国以外の国

との技術協力ということも想定しにくい。

では、英国防衛産業との協力の可能性は全くないのであろうか。必ずしもそうではない。ここでキーポイントになるのが「自主開発」である⁹。これまで日本の防衛産業政策に関わる政治過程において、防衛省内部にも政治家にも、常に「対米依存」と「自主開発」の二つのイデオロギーの戦いがあった。「対米依存」派は、日米同盟が日本の安全保障に絶対不可欠であり、日本の防衛産業技術基盤の強化よりも、日本が自国のプロファイルを低くすることで米国からの批判を避け、米国との防衛装備の統合を優先するという姿勢を見せてきた。しかし、他方で「自主開発」派も根強く存在している。彼らは米国との同盟が永遠に継続されるわけではなく、とりわけ日米安保体制が冷戦という枠組みの中で作られたことを念

頭に置き、冷戦後の世界において、米国は無条件で日本を支援することはしない、と認識している。このような日米同盟の解体に直面して、日本が自らの防衛産業技術基盤を持たないことは危機的な状況を招くこととなり、そのため、早いうちから自らの防衛産業の強化を推進すべき、と考えている。

この二つのイデオロギーは、日本の防衛産業政策の中で常にバランスを取ってきた。武器輸出三原則と防衛費 1% 枠によって厳しい制約を受けつつも、外国から直接装備を買い付けるだけでなく、コストのかかるライセンス生産を通じて、米国の防衛技術水準にキャッチアップすることで、防衛産業技術基盤を強化することを目指してきた。また、FSX の試みに見られるように、ある程度のキャッチアップが達成された段階で、

戦闘機の自主開発を行うなど、しばしば「自主開発」路線が優勢に立つこともある。また、1998 年のテポドン飛来をきっかけに情報収集衛星の打ち上げが決定されたが、ここでも国産衛星の開発が優先され、最終的に三菱電機がプライム契約を獲得した。

この際、重要になるのが、冷戦後の世界において、日本は常に米国への依存一辺倒ではない、ということである。「自主開発」派の議論の中心は、日本独自の防衛産業技術基盤の強化にあるが、それは裏返せば、米国への依存度の低減ということを意味する。すなわち、米国に対する不信感がその底辺にあると言える。しかし、日本の防衛技術は高コスト体質から抜け出せず、技術水準も部分的には米国のそれに近づいているが、全体で見れば、技術的に脆弱な領域は少なくない。特に平和維持活動などに必

要な装備やインフラ整備において、日本は欧州諸国のそれと比べて出遅れている。具体的には暗視鏡や次世代携帯通信設備、移動式地上通信局、化学防護システムなどである。

加えて、現在の米国が取る輸出管理政策は、将来的な日米同盟のあり方に一石を投じている。ITAR (International Trade on Arms Regulation) は同盟国の日本や英国に対しても、武器輸出・武器関連技術の輸出を厳しく制限し、米国から日本への技術移転が困難となっている。また、日本が要請した F-22 ラプターの購入に関しても、米国政府 (とりわけ議会) が、日本における防衛機密の保持に対する疑いがあるとして、F-22 の売却交渉を終了させた経緯もある。このように、米国が積極的な防衛技術協力や武器輸出を行わなくなることで、日本が

望む防衛装備を調えることが難しくなっている。

このような状況において、欧州諸国、とりわけ英国との防衛産業協力の可能性は高まっている。防衛予算が削減され、より効率的な防衛力整備が求められる最中、米国からのライセンス生産や武器調達が進んでくるとすれば、米国以外のソースを探す必然性が高まってくるのである。2007年に日本はオーストラリアとの防衛協定を締結し、米国に次ぐ同盟国として位置づけられることとなったが、その結果、防衛技術開発においても、オーストラリアと共同で行う可能性が出てきている¹⁰。

こうした流れの中で、同じく米国の同盟国である英国と防衛協定を結ぶことは可能ではなく、それをきっかけに防衛技術開発、装備調達の面においても、日英の協力

関係を構築する可能性は十分にある。次節では、そうした防衛技術産業協力が成立した場合の協カメカニズムについて検討してみたい。

6. 日本の防衛産業がパートナーになるために

英国の防衛産業は 1990 年代の産業再編を通じて、BAE Systems を中心に集約され、多くの事業を欧州各国との合併会社 (Joint Ventures) を通じて行っている。また、BAE Systems は北米大陸においても非常に大きなプレゼンスを示しており、JSF (F-35) の共同開発パートナーとして、積極的に米国市場に参入する試みを行っている。その過程で、英国は米国との防衛技術条約を取り結び (本論執筆時点では未発効)、米国の輸出管理制度による障害を乗り越えようとしている。欧州市場においては、OCCAR

や LoI といった防衛産業協力の枠組みに関与するだけでなく、EDA (European Defence Agency) の初代事務局長 (Nick Witney) も英国から輩出したように、欧州における共同研究開発・装備調達のスキームにおいても中心的な役割を果たしている。

11

このような欧州における経験は、武器輸出三原則と防衛費 1% 枠に縛られ、戦略的に米国との関係を強化することを選択してきた日本にとっては、全く未知のものであり、欧州の成熟した協力関係に匹敵する経験を持っていない。しかし、すでに述べたように、冷戦後の新たな国際安全保障環境において、日本が欧州諸国と協力する可能性は存在しており、米国の輸出管理制度の強化や、いわゆる「有志連合」を重視し、同盟を軽視するような姿勢は、日本の防衛産業政策を新たな次元へと導いている。

こうした欧州で成熟した協力関係に日本が関与していくためには何が必要となるべきなのであろうか。まず第一に、日本が持つ特殊な制約を緩和し、国際的な協力を容易にする法制度の整備が不可欠であろう。現状では共同開発のプロセスで発生する武器および武器関連設備の輸出が全面的に禁止されているため、仮に欧州と共同開発のプロジェクトを立ち上げたとしても、武器輸出三原則の例外として扱われない限り、プロジェクトそのものが成立しない状況にある。この武器輸出三原則の例外を規定するのは内閣官房長官の談話で十分であるが、武器輸出三原則は国民にも強く支持されており、日本の防衛産業技術基盤の強化のための共同プロジェクトであるため、武器輸出三原則の例外として扱うと談話を発したとしても、世論の反発は大きいことが予想

され、そのため政権が揺るがされる結果になる可能性もある。従って、武器輸出三原則の緩和というだけでなく、国民やマスコミが持つ武器輸出三原則へのパーセプションの変化が必要となるだろう。

第二に、技術指向型の産業構造を転換する必要があるだろう。武器輸出三原則と防衛費1%枠は、日本の防衛産業の姿勢を、より高度な技術開発や高品質な部品の調達とといった、高コスト体質を根付かせてしまった。また、防衛調達のプロセスにおいて競争を排除し、極力防衛産業各社が共存出来る関係を追求した結果、競争力強化に向けてのインセンティブが全く働かなくなってしまった。そうした産業構造を維持している限り、国際的な共同開発プロジェクトに参加することは難しいだろう。確かに日本における防衛技術開発の一部は世界的な水

準にあり（たとえば複合財を用いた戦闘機の主翼など）、こうした技術が国際協カプロジェクトの目玉になることは期待出来る。しかし、それが極めて高いコストによって生産されるようであれば、コストが最終製品価格に跳ね返ってしまい、結果として競争力のある装備を提供することが出来ない。こうした技術指向型の産業構造による弊害は民生部門でも見られる現象であり、日本の唯一の国産航空機であった YS-11 は技術的には優れた航空機であっても、その商業的な結果は悲惨なものであった。また、ロケット（現在は H-IIA）や人工衛星も商業的にはほとんど成功しておらず、欧米諸国と対等な状況とはとても言えない。こうした高コスト体質や競争力の欠如に対して、構造的な転換を図ることが重要になるだろう。

第三に、欧州との協力のメカニズムとしてライセンス生産や技術移転の仕組みを構築することが考えられるが、日本におけるライセンス生産の主たる目的は技術的キャッチアップを進めることと、米国とのインターオペラビリティを確保するためである。技術的キャッチアップは一定程度完了していると考え、インターオペラビリティが重要な論点となってくるが、日本と欧州諸国とは共同で作戦を行う枠組みを持たず、同盟関係にもない。将来的に英国との防衛協力協定が結ばれ、日本が NATO のグローバル・パートナーとなるような事態になれば、ライセンス生産などを通じて、欧州各国とのインターオペラビリティを確保することが求められると思われるが、現在のところ、そうした見通しは立たない。従って、日本は戦略的な視点から欧州諸

国、とりわけ英国との防衛産業協力を進める意義を強く持っているにもかかわらず、実際に国際共同プロジェクトを進める段になると、様々な障害があり、これらを取り除くための改革が不可欠となる。そうした改革を実施するだけのインセンティブは、現在のところまだ働いていない。日本が欧州諸国のパートナーとして魅力的な存在になるためには、法制度の改革と産業構造改革が不可欠であり、さらに戦略的な同盟関係の構築が求められるのである。

7. おわりに

日本の防衛産業政策は国際的に見ても、極めて特殊である。武器輸出三原則と防衛費1%枠といった、平和国家に独特な制度が日本の防衛産業を規定しており、その結果、グローバルなパートナーとしての役割を十分に果たせず、協力のインセンティブが働

かないような体制ができあがってしまっている。しかし、ポスト冷戦、ポスト9.11の時代にあつて、日本を取り巻く安全保障環境は変化しており、それに適合的な防衛産業政策が求められていることも確かである。

将来に向けて、日本が英国と協力していくためには、こうした国際安全保障環境の変化を敏感に感じ取り、米国以外の国、とりわけ英国との協力関係の重要性が防衛産業、防衛省、政治家(国防族)の間で共通した認識とならなければならない。そうした動きは徐々に見られてきているが、まだその道のりは長いといえよう。

1 日本航空宇宙工業会『日本の航空宇宙工業：50年の歩み』社団法人日本航空宇宙工業界、2003年。

2 防衛省『平成16年度日本の防衛(防衛白書)』、2004年。

3 2007年度の単年度一般物件費に加え、2007年度から新規に契約を結び、将来に負担を回す契約をした額の合計。

4 防衛省『我が国の防衛と予算(案)』：平成

20年度予算の概要』、2007年、pp.23-27.

⁵すでに防衛省は制度改革の提案を行っている。「防衛省：統括部門が直接契約 装備調達、改革案固まる」『毎日新聞』2008年2月3日。

⁶大磯正美「防衛汚職を生んだ過度の武器輸出禁止政策」静岡県立大学 oiso.net『よむ地球きる世界』、2007年12月29日。

<http://www.geocities.co.jp/CollegeLife/Cafe/5562/column/column102.html>

⁷青木節子『日本の宇宙戦略』慶應義塾大学出版会、2006年。

⁸前間孝則『日本はなぜ旅客機をつくれないのか』草思社、2002年。

⁹ここでの記述に関する重要な資料として、防衛産業・技術基盤研究会『防衛産業・技術基盤維持・育成に関する基本的方向 - 21

世紀における基盤の構築に向けて』2000年11月、というレポートがある。ここでは具体的な日本の防衛産業の改善が提案されているが、それらの多くは「自主開発=防衛産業技術基盤の強化」という視点から描かれている。

¹⁰「安全保障協力に関する日豪共同宣言」2007年3月13日、および「安全保障協力に関する日豪共同宣言を実施するための行動計画の主要な要素」2007年9月。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/0709_kk.html

¹¹この点については「米欧能力ギャップへの対応」平和・安全保障研究所『EU 共通外交・安保政策の現状と今後の展望』防衛庁委託研究、2007年3月を参照。

第4章 日英の安全保障環境と両国の関係強化の可能性と課題について

1. はじめに

安全保障における日英の連携、関係強化というテーマで、日本人が直ちに想起するのは1902年の日英同盟である。近代国家への整備を始めてからまだ間もない日本にとって、世界の大国ロシアとの戦争はまさしく国家存亡の危機であった。日露戦争の早期終結は軍事・外交上の最大の課題であり、日本海海戦の勝利は軍事面での決定的な契機になった。英国が、バルト海からウラジオストックを目指すバルチック艦隊に様々な方法でダメージを与えたことが、この勝利の背景にあった。もちろん軍事費を調達するにあたって日英同盟が大きな役割を果たしたことはよく知られていることであり、日英同盟の意義・機能は広範にわたるものであった。しかし、日本海海戦の完全な勝

利、これこそ日本人にとっての日英同盟のイメージではないだろうか。王立統合防衛安全保障研究所(RUSI)にも日本海海戦の絵が飾ってあると聞く。

かつて海軍兵学校が置かれていた江田島の海上自衛隊第一術科学校には、英国から贈呈されたネルソン提督の遺髪が保管・展示されている。海上自衛隊が留学生を派遣するのは米国と英国である。このように、特に海においては日英の精神的なつながりは脈々と続いているといえよう。近年、日英両国を取り巻く環境は大きく変化してきており、日英両国は多方面でその関係を強化することが求められている。本ページでは、この環境変化を概観し、日英両国が今後関係強化を図るべき分野を明らかにするとともに、関係強化に向けた日本の課題

について検討したい。

2. 日本・英国の安全保障環境

1) 日本を取り巻く脅威

日本を取り巻く安全保障環境には多様な不安定要因が存在する。高い経済成長を続ける中国は、名実ともに大国として政治的、経済的に大きな影響力を持っている。経済力の向上に伴い、中国は軍事力の急激な拡充、近代化を長期間にわたって続けている。中国政府はこの軍拡を平和的・防衛的なものと説明しているが、それは十分な説得力を持っているとは言い難い。日本に隣接するもうひとつの大国であるロシアは、ソ連崩壊後の混乱を脱し、その豊富な資源を背景に再び世界の大国としてその存在感を強めようとしており、新たな不安定要素になっている。

しかし、現在、日本にとって最大かつ直

接的な脅威は北朝鮮の弾道ミサイルであり、核を持つとする北朝鮮の意思である。北朝鮮が 1998 年に発射したミサイルは三陸沖に着弾し、2006 年にはミサイルの連続発射実験を行った。北朝鮮は確実に弾道ミサイルの技術力を高めている。同年さらに核実験まで行っている。北朝鮮の核問題については六者会合で協議が進められているが、北朝鮮の行動は予測が困難なだけに、その脅威への対処は万全を期する必要がある。

日本は軍事行動には従事していないものの、米国や英国とともに「テロとの戦い」に参加している。イラク戦争後には、陸上自衛隊をイラクに派遣し、復興支援活動に従事した。航空自衛隊は今も輸送機を派遣しており、復興支援活動を行っている。アフガニスタンに関しては、アラビア海で海上自衛隊が給油活動を展開している。した

がって、日本もイスラム過激派からのテロ攻撃の対象になる可能性は高く、この脅威については日英が共有しているものである。また、東南アジアにおける海賊行為も、エネルギーや資源の多くを海上輸送に依存している日本にとって看過できない問題である。

2)英国の安全保障環境

ヨーロッパへの BMD 配備をめぐる対応を見ても、大国意識に目覚めたロシアは英国の安全保障上の不安定要素になるが、今のところ英国本土に対する差し迫った軍事的脅威があるわけではない。しかし、これはもちろん英国に安全保障上の脅威がないことを意味しない。テロ、大量破壊兵器の拡散、地域紛争や移民問題といった新しい脅威が台頭している。現に英国では、2005年にロンドン同時爆破テロにみまわれ、多

くの犠牲者を出した。また、未然に防ぐことができたが、2006年にも米国行き航空機を狙った大規模なテロがヒースロー空港で発覚した。現在の英国にとっての安全保障上の脅威は、他国の正規軍によるものではなく、テロ集団によるもの、いわゆる「非対称の戦い」の脅威である。この脅威は地球規模の広がりを持つ。例えばドイツでは、ドイツからパキスタンにテロリストの訓練を受けに行く動きがあるとも言われており、ドイツの国防相が「わが国の安全はアフガニスタンから始まる」とさえ言う状況にある。英国もイラクとアフガニスタンに軍を派遣している。

このような新しい脅威の台頭を受けて、NATO の活動も大きく変化してきた。NATO は冷戦時に領域防衛の同盟として創立され、今までその活動範囲は一定の地域

に限定されていた。しかし、欧州諸国への脅威が世界のどこからでも発生する現在、NATO はバルカン半島やアフガニスタン、イラク等に軍を派遣し、治安維持や復興支援等々の活動に従事している。冷戦後、活動領域や活動内容が拡大するにつれて、NATO は他の国々や機関と連携を深めるようになってきている。

3 . 弾道ミサイル防衛

1) 日米同盟を軸とした積極防衛態勢

前章で述べたように、日本をとりまく多種多様な脅威のなかで、現在最も深刻な脅威は北朝鮮のもつ弾道ミサイルと核である。北朝鮮が核弾頭を搭載した弾道ミサイルを保有することは日本にとって致命的であり、弾道ミサイルに搭載可能な小型の核弾頭の開発は絶対に阻止しなければならない。一方、弾道ミサイルについては、北朝鮮がす

で日本全体を射程内に収める弾道ミサイルを実践配備可能なレベルで保有していることは、2006 年の実験で明らかである。この北朝鮮の弾道ミサイルに対処するため、日本は弾道ミサイル防衛 (BMD) の整備を急いでいるところである。日本の BMD は、ミッドコース上の弾道ミサイルをイージス艦から発射する SM3 で迎撃し、撃ちもらったミサイルは地上配備の PAC3 で迎撃するという 2 段階からなるものである。しかし、日本が配備するこれらの武器だけでは北朝鮮の弾道ミサイルを迎撃するには不十分である。北朝鮮から発射される弾道ミサイルは 10 分にも満たない時間で日本に着弾する。これを迎撃するためには北朝鮮がミサイルを発射する予兆をつかんで待機し、発射をリアルタイムで探知しなければ間に合わない。そのための装備が日本にはない。

米国の監視衛星の情報に依存しなければならぬのである。BMD は監視衛星やレーダーなどのセンサーシステム、武器システム、指揮管理システム等からなる”system of systems”と言われるが、日米間でもこの”system of system”の関係が存在する。日本は米国の情報に依存するという意味で、日本の BMD システムはそれだけで完結するものではなく、日米トータルで BMD システムを構成してこそ機能を発揮するものと考えられる。つまり、日米のシステムが一つのシステムとして機能することによって有効な防衛態勢が成立するのである。弾道ミサイルの性能の向上にともなって、BMD システムも高度化していく必要があるが、この点は今後の日米の協力において実現されていくことであろう。

2) 諫止、抑止態勢、攻撃防御、消極防衛

ただし、BMD はこうした弾道ミサイルの迎撃といった積極防衛が全てではない。多数の弾道ミサイルが飛来したときに、すべてを打ち落とせる保障はない。SM3 で撃ちもらったものは PAC3 で迎撃することになるが、PAC3 がカバーできる範囲は限定的であり、日本全土をカバーすることは不可能である。また、たとえ迎撃に成功したとしてもミサイルの破片(デブリ)が落下し、国民に多大な被害を与えかねない。核弾頭を搭載していた場合には迎撃に成功してもその被害は甚大なものになることが予想される。したがって防御という意味で理想的なのは、そもそも弾道ミサイルを発射させないということである。そのためには、諫止、抑止態勢、攻撃防御が必要になる。

抑止態勢の整備や攻撃防御については、

日本の専守防衛政策との整合性など議論が必要である。現実には、これは米軍の打撃能力に多くを期待することになるだろう。

諫止の主な手段は外交である。たとえば北朝鮮については、特に中国の影響力に働きかけたり、六者会合や国連安全保障理事会で影響力を行使したりすることなどがこれにあたる。今後、日本の「政治・外交能力」が大きく問われていくことになるだろう。

SM3 で撃ちもらった場合のために PAC3 が配備されているとは言え、PAC3 での対処が必要な場合は、失敗した場合については言うまでも無く、迎撃に成功しても国内に被害が生じる。したがって、消極防御(被害局限)が欠かせない。消極防御は、脆弱性の低減、警報の発令、救援・被害復旧からなる。日本では全国瞬時警報システム(J-ALERT)や防災行政無線が整備されて

おり、着弾地域が特定できたら直ちに警報を発令する仕組みができています。しかし、重大事故や大規模な自然災害が発生するたびに政府中枢への報告の遅れがしばしば指摘される。危機を探知した現場から意思決定機関への報告が速やかに行われなければ、このようなシステムもその役割を果たすことができない。さらに、被害が生じる恐れのある自治体や関係機関の初動態勢と連動しなければ、現地はパニックになるであろう。政府省庁、自治体、自衛隊、警察、消防、重要インフラを担う民間機関、病院等々の連絡体制およびそれを支える情報システムの整備が必要である。しかし、これはBMDにのみ必要なものではない。自然災害や重大事故、テロといったインシデント全般に有効なシステムである。内閣府は、2004年から各防災関係機関の情報システムを連

携させる「防災情報共有プラットフォーム」の構築を進めている。しかしながら、省庁や自治体の参加が極めて少なく、現在に至っても当初に目標にした形になっていないと言えない。整備を促進した上で、機能やコンテンツを拡充し、危機管理総合プラットフォームへと拡張することが、このフェーズにおける重要な施策である。

後述するが、諫止、消極防衛のフェーズでは、「危機管理システム」づくりに政治家をいかにインボルブしていくかという点について、具体的に取り組んでいくことが喫緊の課題である。この点については、日本は英国の経験から多くを学ぶことができるだろう。

4. 従来型の脅威への対応における日英防衛産業の協力

最初に述べたように日本を取り巻く安全

保障上の脅威は多岐にわたっており、それへの対処もしたがって多様にならざるを得ない。中国の軍事力の拡充・近代化といった従来型の脅威に対しては戦闘機や護衛艦といった航空、海上の防衛力の強化を継続的に行っていかななくてはならず、また北朝鮮の弾道ミサイルについては 2 章に記述したように総合的な方策を取らなければならない。消極防衛つまり危機管理については必ずしも防衛予算で整備するものではないが、積極防衛はセンサーシステム、武器システム、指揮管制システム等々の整備に多額の予算を要する。さらに、新たに自衛隊の本来任務に位置づけられた国際平和協力活動に必要な装備は、従来型の脅威に対する装備やミサイル防衛システムとはまた性格の異なったものである。

安全保障上の理由から、国内に防衛産

業・技術基盤を確保することは重要である。しかし、上に挙げたような多様な装備を全て国内で賄うことは非現実的である。厳しい財政事情の中での限られた予算という制約、そして国内の技術的制約から、日本は選択的な資源配分や技術蓄積を図っていかなくてはならない。

一方、英国についてはどうか。英国に対する従来型の脅威は差し迫ったものではない。現在、テロとの戦いをイラクとアフガニスタンで展開している英国は、むしろ新しい脅威への対応にリソースを向ける必要に迫られているのである。しかし、ロシアの動向等を考えれば軍事力の継続的な更新も必要である。選択的な防衛産業・技術基盤を確保しなければならないという要請は英国も同様のはずである。

実は、この課題は現在のように脅威が多

様化する以前つまり冷戦時代から両国に存在していた。両国ともに国内の国防市場は限定的であり、包括的な防衛産業・技術基盤を維持できるだけの市場規模ではなかった。この条件において、両国の防衛産業は全く異なった道を歩むことになった。英国は1960年以降、米国企業に投資して米国防防市場に参入したり、欧州防衛企業を設立するなどして国際化を進め、防衛産業の育成に努めてきた。2006年の世界の防衛産業企業の上位10社のうち7社を米国企業が占めているように、防衛産業は米国が支配しているが、第4位に英国企業BAEシステムズが入っている。

一方、日本は武器輸出三原則に縛られ、日本の防衛産業の顧客は防衛省のみという状況が、戦後、武器生産を認められるようになって以来ずっと続いている。ちなみに

武器輸出三原則は本来、共産主義国向け、
国連決議により武器等の輸出が禁止されて
いる国向け、国際紛争当事国又はそのおそ
れのある国向けの武器輸出を制限するもの
であって、それ以外の国々への武器輸出を
禁止するものではなかった。それが、1976
年に厳しい武器輸出禁止政策が採用され、
これが 1981 年に国会において採択された
「武器輸出問題等に関する決議」によって
実質的な武器輸出禁止措置になったもので
ある。この武器輸出三原則により大量生産
によるコストダウンが図れず、日本企業の
防衛装備品は割高になるという批判がなさ
れることがある。事実、この点については、
実戦データに基づいた武器開発の積み重ね
に欠く日本の武器が世界市場で競争力を発
揮できるだろうかという指摘もある。しか
し、武器輸出三原則の問題点はこのような

ところにあるのではない。

問題の核心は、日本が武器輸出三原則を
堅持しているが故に、国際的な共同開発に
参加できないということである。防衛装備
品はますます高度化し、その研究開発費は
膨大で、もはや一国の企業だけで最先端の
装備品を完成させることは困難になりつつ
ある。そこで 90 年代以降、欧米を中心とし
た各国は、国際的な共同研究・開発・生産
を行い、一国が負担するコストを抑えよう
としている。例えば、ユーロファイター・
タイフーンや JSF(F35)や A400M 軍用輸
送機の例がある。しかし、日本はいずれも
武器輸出三原則等の制約により参加してい
ない。一方、民間航空機に関しては、日本
はボーイング 787 の開発に参加しており、
日本の開発担当比率は 35%で、これはボー
イング社自身の担当比率とほぼ同じと言わ

れている。エアバス A380 の開発には日本は参加していないが、生産には日本企業が 15 社参加している。航空機開発の要素技術分野に関しては、日本は高い技術力を保有している証と言えるだろう。

日本の国防費は米国を別格とすれば、絶対額では諸外国と比べて遜色ない額の予算を確保しているが、防衛関連の研究予算は諸外国と比べて圧倒的に低い水準にある。さらに、防衛装備のある種の技術やノウハウは実戦において高められる側面がある。日本にはこの種の技術・ノウハウは存在しない。日本が国際的な防衛装備の共同研究・開発に参加できないことは、国内の防衛産業・技術基盤の水準向上にとって不利である。日本が民生品の研究・開発・製品で培った技術を共同研究・開発に持ち込むことによって、逆に諸外国から軍事固有の

技術・ノウハウを獲得するという方策を考えるべき時が到来していると考えなければならない。BMD に関しては、武器輸出三原則の例外として日米共同研究・開発が行われているが、他の防衛装備に関しても共同研究・開発への参加の道を開くべきである。同時に想起すべきは、F2 支援戦闘機に結実した 1980 年代に行った FSX 日米共同開発である。この事業では、無償・無条件で日本からレーダーの素子技術や炭素繊維複合材の一体型加工技術が提供させられた一方、米国からはエンジン技術の提供はされず、飛行制御ソフトの供与も中止させられた。また日米の製造作業分担は 6:4 にもかかわらず、逆に収益配分については 4:6 とされた。この FSX 日米共同開発は日本にとって苦い経験である。当時は日米貿易摩擦の最中であり、日本の増大する貿易黒字に

対する米国の苛立ちや反発、危機感があつたうえに、軍事技術については米国が圧倒的に優位であり、米国の意向が大きく影響したのはやむをえないところもあるだろう。日米の貿易状況は当時とは大きく異なるが、軍事技術力の優劣から言えば、日米二カ国間の共同開発では米国のイニシアチブに日本が従属する形になる可能性が高いと言えよう。こうした状況にあるなかで、米国との同盟を基軸にしながらも、英国と連携しながら防衛装備の共同研究・開発を行うという可能性を検討すべきではないだろうか。

また、強力な遠征軍を派遣し大規模な軍事活動を展開できる能力を整備する米軍よりも、日本の自衛隊の作戦上のニーズは欧州各国のそれに近い。マニュアルを徹底する米国に比べ、一人ひとりの兵の練度を重視するのも日欧の共通項であろう。したが

って、欧州の装備品は日本に相応しいものが多々あると思われる。例えば、海上自衛隊が米国製の MH-53E ヘリコプターの後継機として、英国とイタリアが共同開発したアグスタウェスタランド EH101(海上自衛隊での呼称は MCH-101)を採用したのは、その一例である。このような点からも日本と英国およびその他の欧州各国との防衛装備の共同研究・開発は意味のあることである。

5. 新たな脅威への対応における日英の関係強化

テロ、大量破壊兵器の拡散、地域紛争といった脅威は世界各国が共通して直面しているものである。これらに対応していくためには、外交、軍事、公安といった総合的な取り組みが必要である。

外交の舞台としては、まず国連が挙げら

れる。2章で取り上げた北朝鮮の弾道ミサイルを例に取れば、2006年7月の北朝鮮のミサイル発射に関して、国連安全保障理事会が全会一致で、北朝鮮の行為を非難し、ミサイル関連計画の停止、ミサイル発射モラトリアムの再確認、六者会合への即時無条件の復帰、2005年9月の六者会合共同声明の早期実施に向けた努力等を求め、かつ加盟国にミサイルおよび大量破壊兵器に関連する資材、技術、資金の国際取引を阻止するよう要求する決議を採択した。これは、北朝鮮だけでなく、北朝鮮に対して強い影響力を及ぼしうる中国やロシアに対しても意味のある行動だった。これが理想・理念に裏打ちされた国連の権威、威光がもつ威力である。このような国連安全保障理事会の行動に関しては、常任理事国である英国の支持が不可欠である。

国連はこのような影響力、権威を持っているが、多くの国々の利害が錯綜するため、機動力に欠けたり、微温的な結論に落ち着いてしまったりする傾向が多分にある。これを補完するものとして、米国が提唱したのが「不拡散構想(PSI)」である。これは、有志国で実効的に、核などの大量破壊兵器や弾道ミサイルに関する技術の拡散を防止しようというものである。日英両国はPSI参加国であり、昨年、日本主導で、相模湾沖でPSI海上阻止訓練「Pacific Shield 07」が行われ、英国の参加も得た。このような活動を積み重ねていくことが世界の平和と安定のために重要であると考えられる。

1章で述べたように、英国を始めとする欧州各国、そしてNATOが域外に軍を送り、治安回復・維持活動等に従事している。日本も世界各国とともに対応していくために、

新たに国際平和協力活動を防衛省の本来業務に加えた。これらのオペレーションにおいても各国が連携する必要がある、防衛装備の整備についても協力しあえるだろう。日本はイラクの比較的治安のいい非戦闘地域に陸上自衛隊を派遣し、治安維持と復興支援に従事させたが、それでも実際には英国軍やオーストラリア軍の護衛が必要だった。また、自衛隊宿营地近くにロケット弾が打ち込まれたり、移動中の車列の近くで爆発があり自衛隊車両に被害が出たりなど、決して安全な活動だったわけではない。米軍は輸送部隊を狙う路肩爆弾に悩まされ、急遽、警戒パトロールに使用する車両に防衛装甲を施し、個人防具も増強した。英国においても、イラクやアフガニスタンの活動に適合した装備の拡充を求める声が上がっていると聞く。日本は憲法上の制約があ

り、テロとの戦いに参加するといっても給油活動や物資輸送活動、復興支援活動が中心であって、当面は米英軍のように戦闘行動に従事することはないであろうが、防御性が高く機動的な車両や防具などへのニーズについては、英米と共有していると言ってよい。こういったものの共同開発、共同生産は検討に値するのではないが。

最後に、インテリジェンスについて触れたい。テロ防止や破壊兵器大量の不拡散は国内外のインテリジェンスが重要である。日本においては、官邸における情報機能の強化は安倍政権のときから議論が続けられ、今年2月に報告書が出たばかりである。この報告書には、情報と政策の接続、収集機能の強化、集約・分析・共有機能の強化、基盤整備、そして情報保全に関して、我が国が今後の進むべき方向性が示されている。

上述のとおり本ペーパーは、防衛装備の共同研究・開発に道を開くべきであるとの提言を行ってきた。しかし、そうしたことも情報管理がしっかりしているということが前提となるはずである。たとえ武器輸出三原則の制限が緩和されたとしても、現在のように入力管理が十分に徹底されていない状況にあつては、諸外国が日本を信頼することはないだろう。日米間では昨年GSOMIAが締結されたが、その実効性を担保するために日本が実施しなければならないことは多々ある。海上自衛隊からイージス艦に関する情報が漏れたり、内閣情報調査室からの情報漏えい事件を目のあたりにしたことにより、日本の情報管理体制がより強化されなければならないとの声が国民の間に広がっている。そのことを忘れてはならない。

インテリジェンスの分野は、英国が長い伝統とノウハウを誇る領域であり、官邸の情報機能強化の実現にあつては英国から得るところが多いと考えられる。この分野は、その秘密性もさることながら、人的リソースや組織文化等に係ることが大きく、他国の仕組みを取り入れるのは容易ではないだろうが、報告書が謳っている「情報共有のための基盤整備」という技術的な側面から日英協力を進めていく方策も考えられるだろう。これは2章で触れた弾道ミサイルの被害局限、ひいては多様なインシデントに対応する危機管理強化にもつながる。繰り返しになるが、テロとの戦いにおいては各国のインテリジェンス・コミュニティの連携が重要であり、この分野における日英の関係強化を期待したい。

6 . おわりに

日英間の軍・官・民の交流は、日米間に比べ、まだまだ不足しているのが実情である。このペーパーで提言したような多岐にわたる日英の協力関係を実現していくた

めには、人的交流を多角的かつ密に行うことによって両国間の信頼関係をより一層深め連携の機運を高めていくことが必要である。

第5章 日英防衛産業の戦略

1. はじめに

日本の自衛隊は、日米安全保障条約に基づき米軍の存在を前提として、その存在をバックアップする役割を担ってきた。つまり、防衛力は必要最小限に止めるとの方針が存在した。危機発生への対応能力を最大化しようと目指すのではなく、毎年の安定的な防衛支出の下、設定された装備充実の目標が淡々と満たされてきた。日本政府の目が防衛産業における購買者という状況が、第二次世界大戦後、続いてきた。政府は、武器および関連する装備システム全体についても、国産化するか、あるいは輸入するかを決定する権限を維持してきた。

東西冷戦の終結は、世界の軍需産業には大きな影響を与えたが、日本の防衛産業にはそれほど大きな影響を与えなかった。武

器輸出三原則により、日本の防衛産業は、武器輸出を行わないのが原則である。国内向けのみを生産を行っている日本の防衛産業は、世界の武器市場の変化の直接の影響を受けなかった。

2. 日英防衛産業の現状

しかも、日本の防衛産業は、民生用の売り上げのほうが、軍需向けよりも圧倒的に大きい企業により担われてきたという歴史がある。これは、研究開発費を、余裕をもって支出できる企業は、大手の体力のある企業に限られたためである。

政府の監督権限もたいへん強かった。経済産業大臣は、武器および航空機の製造、販売、修理に関する許認可権限を保有している。予め定めた要件を満たしていない企

業は、参入ができない規則となっている。政府が、国内企業から防衛関連での製造、購入、役務契約を行う企業は、有資格者名簿に記載されており、2,000社から2,500社程度の企業数が安定的に登録されてきた。

防衛省が購入する装備品は、防衛省が設定した製造価格に加えて、適正な利潤を加味して算出されている。このため、従来からの納入実績のある企業が、続けて納入する可能性が高くなっている。新たに参入しようとする企業にとっては、開発費を含めて新規にかかる費用が生じる可能性が高いからである。

こうして、納入企業としては、上位6社が6割近くを占めるという状況が、1970年代以降、続いてきている。6社とは、三菱重工業、川崎重工業、三菱電機、日本電気、IHI（石川島播磨重工業）、東芝である。さ

らに、上位20社では、納入額の4分の3に達している。

例えば、日本は、16隻の攻撃型潜水艦を保有しており、また、練習用潜水艦も2隻保有している。日本の潜水艦は、すべて通常推進型で、ディーゼルおよび蓄電池併用型である。一方、英国海軍は、15隻の潜水艦を保有しており、それらはすべて原子力推進型である。隻数は、日本のほうが多い。

しかも、日本の潜水艦は、艦歴が新しい、新型艦がそろっているのが特徴である。この潜水艦の隻数は、防衛大綱において、潜水艦を16隻と設定しているため、維持されている。潜水艦の建造は、三菱重工業と川崎造船が、毎年交替で行ってきている。潜水艦は、16年で引退させて新鋭艦と交替させており、そのため日本の潜水艦は、引退時には16年の艦歴となる。

一方、コンピューターを始めとする情報通信技術 (Information and Tele-communication Technology) の急速な発達により、防衛産業は大きな変化に直面することになった。民生部門で開発され、育てられた技術が、軍需部門で用いられる例も急増している。

ITC の急速な進歩により、1990 年代に、特に顕著に、軍事技術革命 (RMA : Revolution in Military Affairs) が進展した。旧来の武器・戦術が時代遅れとなり、新たな武器・戦術およびそれを使いこなす人材の育成が、至急に、必要となった。冷戦構造の崩壊は軍事面での正面装備の役割を低下させ、他方、度重なる地域紛争の発生、さらに 2001 年の 9.11 の発生は、仮想不能な敵である民族紛争・テロとの戦いの必要性を高めた。

英国においては、NATO によるユーゴスラビアでの紛争の長期化が大きな教訓となったと考えられる。日本においては、アラビア湾への掃海艇派遣、イラクのサマワへの自衛隊の派遣は、大きな教訓を与えることになった。

こうして、英国および日本は、ともに装備の再点検と、軍隊組織の再構築に取り組む必要が生じた。

ただし、日本の自衛隊は、実戦の経験がないために、装備を実戦向きに改装しておらず、また、訓練においても非実戦的な部分が多い。軍隊が非実戦的であるということとは、軍隊の存在意義である抑止力の効果も小さいままとなっていることを意味する。

さらに、日本は憲法第9条の規定により、国の交戦権を放棄しており、そのため自衛隊に対して武力の行使を禁じている。こう

した規定を置いていることは、自衛隊の治安維持能力を大幅に削減する効果を生じさせている。

例えば、2004年7月1日からイラクには暫定政権が誕生し、イラクに駐留してきた各国の軍部隊は、米国の指揮下で運用される司令部機構 (Unified Command) の下に置かれることになった。ただし、日本国内向けの説明においては、多国籍軍の中で活動するようになったのだと言われた。しかし、イラクの戦闘地域でない場所ということで自衛隊を送り出したサマワ地区が、仮に、戦闘地域となった場合には、自衛隊においては、Unified Command の一員として、治安維持活動を行うことが必要となることろであった。

課題となるのは、自衛隊が保有することが期待されている抑止力を強化するために

は、現在では、ネットワーク力の強化、他の国の軍隊との作戦行動の一体化が必要となるという点である。90年代以降、急速に重要性を増している情報通信技術の発達により、戦争の形そのものが従来までとは異なってきた。陸海空軍の区別が重要でなくなり、精密誘導兵器を有効に使いこなす能力を持つことが最も重要とされる。こうした状況の変化が生じているという点が、日本において認識される必要がある。防衛産業の生き残りとして、その技術力の向上、そして、真に自衛隊による抑止力の強化につながる装備品の確保へと向かうためには、軍事技術革命 (RMA : Revolution in Military Affairs) が今後どのように進むのかに関する国民に向けた広報と教育が必要となっている。

また、自衛隊自身においても、陸海空軍

の間の縄張り意識を今後は崩していき、相互の連携を保てるようなネットワーク化を図っていく必要がある。ただし、長年培われた陸海空軍の間の、意識の差を埋めることは直ぐにできるものではない。

この点では英国は進んでいる。英軍はすでにヘリコプター部隊を陸海空軍で統合して運用している。日本周辺においては、米国による安全保障戦略の転換（transformation）と在韓米軍の削減が進められている。米軍と自衛隊の相互の運用性（inter-operability）の確保が求められている。陸海空の各自衛隊の統合運用を強化する必要性が高まっている。

技術面でも、日本の産業が得意とするセンサー、電子・通信技術が活用されるためには、これら技術の導入促進に向けた国民の理解を努力が必要である。

日本と英国の連携を考える上で、米軍の存在が重要な意味を持つ。米国は、冷戦終結後、欧州における 10 万人体制と並んで、アジア太平洋地域に 10 万人の米軍を展開することとなった。2009 年度中にミサイル防衛機能の中枢となる、日米統合作戦センターの設置が行われる予定となっている。日米の防衛協力体制がさらに深化すると、日英の関係も、米軍の存在を通じてであるが、より立場を同じくする可能性が高まる。武器輸出額で世界の 5 割近くを占め、軍備および軍事組織の基準となる米軍との連携を図りながら、抑止力を働かせていく必要があるという点で、日本と英国は同じ立場にあると言える。冷戦時代の重厚長大型の軍隊を再編し、小回り可能なハイテク装備の機動力を持った組織に作り変える必要がある。

日米安全保障条約が存在するために、日本は米軍が極東で治安を維持する役割の補佐をする立場にある。その役割を果たすためには、米国製の戦闘機を保有しておくことが、整備、補給、訓練等、様々な面で便利である。日本国内の基地にも、米軍の航空機が駐屯している。

日本の兵器は、原則として米国の基準(ミリタリースペック)をそのまま採用しており、これは防衛庁規格と呼ばれている。ただし、日本でも次第に民需規格で代用できれば、そのほうが価格も安く、技術的にも優れている場合が多いことから、民需品の積極的な利用が図られている。ただし、頑強さの補強が行われている場合が多い。

さらに、兵器の実験場がないために米国兵器を導入せざるを得ないという場合が、日本では生じている。射程 50km の ASM -

1 の開発は日本で実施できたが、射程 150km の SSM - 1 の場合は、米国の実験場を用いて開発を行っている。広い実験場が日本にはないために、艦対空ミサイル、魚雷等の発射訓練もハワイおよび米国西海岸で実施している。

また、陸上自衛隊は、戦車の実弾訓練を米国本土で実施している。

さらに、日本で開発された 75 式 130 ミリ自走多連装ロケット弾発射機がありながら、米国開発の射程 30km の MLRS を日本は輸入することになったが、これは、ロケット弾の実験場が日本では確保できないためであった。

実戦経験を持たず、実弾訓練の場も限られるという日本の状況に対するサポートが可能であれば、米国以外の国からの装備の調達の可能性はあると考えられる。

3 . 防衛産業育成のための課題

英国はイラクのフセイン政権打倒のために、イラクに軍隊を派遣した。イラクにおいて、英国軍は、米国の軍隊と共同作戦を行ない、軍の装備のネットワーク化を行い、作戦能力を飛躍的に向上する戦術に実際に携わることになった。この経験から、英国は、軍隊の装備の大幅な見直しと、通常兵器の削減を行っている。一方、日本の自衛隊は、既存の兵器の維持が依然として行われている。

例えば、英国が保有する戦車は 400 両を下回っているが、日本の自衛隊は 1,000 両近い戦車を維持してきた。また、日本の陸上自衛隊は口径 155 ミリ以上の野砲を 700 門以上保有しているが、英国は 300 門以下である。自国から遠く離れた場所に、自国軍隊を派遣するケースが増大することが予

測されるとして、予算の効率的な利用を図る必要が生じている。日本においても今後、戦車、野砲等の装備は削減しつつ、より機動力を高めた軍隊となるよう既存兵器の改造を行っていく必要がある。

例えば、日本の陸上自衛隊は 1960 年代の設計思想で作られた旧式の 74 式戦車を約 700 両保有している。90 式戦車は 300 両弱である。74 式戦車は既に現在では価値を失っており、敵の戦車砲および対戦車ミサールにより容易に破壊されてしまう。さらに、陸上自衛隊にとっては新式の 90 式戦車も、実は装甲が上面からの攻撃に弱いままという弱点がある。装甲を強化する補強は行われていない。

一方、英国が保有する戦車は 400 両弱であるが、すべて最新型のチャレンジャー2型としている。

現在では、戦争以外の軍事作成 (MOOTW : Military Operation Other Than War) が軍隊の新たな役割として意識され、戦場デジタル化 (Battlefield Digitalization) への対応、装備相互のネットワーク化、戦場統合指揮システム (BICS : Battlefield Integrated Command System) の構築が進められている。

アフガニスタンの場合が顕著であるが、山岳地域であるために、陸上部隊を派遣しても野砲は持たず、火力支援は、ヘリコプターと戦闘機および攻撃機の精密攻撃によるという戦術が用いられた。

英国および日本は、ともに自国内の防衛産業の存続を図りながら、しかも米国を始めとした他国からの装備の輸入も平行して行っていく必要がある。両国とも、米国と比べると防衛予算が大幅に少ないために武

器の開発の面で、重点を絞り、米国を始めとした他国からの武器の輸入・導入も合わせ行っていく必要がある。

ただし、重要な点は、電子技術の進歩があるために、装備品等のハードウェア部分に関して必ずしも各国共通である必要はなくなっているという認識である。相互に情報の共有と指揮命令系統の一本化が図られ

ることが効率性の向上に有効であるが、そのことは装備の共通化の必要性を意味するわけではない。各国がそれぞれ得意分野における開発を進め、運用の工夫を重ね、また、装備の改良を行っていくことが求められている。

日本は、得意な電子技術を活かしてミサイルの開発を進めてきた。空対空ミサイルの AAM-4 は、優れた性能を持ち、ステルス性を持つとともに、射程は 100km を超えて

いる。AWACS(早期警戒管制機)および地上の防空レーダーとの連携により、専守防衛という目的に適った装備の開発が進められている。

太平洋あるいは大西洋を越えて緊急輸送を可能とするような、パワープロジェクション(兵力投射)能力の向上が、米軍、英軍等、世界各国で進められている。日本の場合は、専守防衛政策が基本であるために、米英軍と全く同じ条件にはない。ただし、災害派遣等の国内での任務も考えると、自衛隊は即応性が今まで以上に求められるようになってきた。戦略、戦術、ドクトリンが大きく変化しようとしている状況に対応する必要が、日本の自衛隊においても生じている。

兵站補給の重要性は、今後ますます高まると考えられる。一般的に軍隊は過大な物

資を蓄え、搬送しようとする傾向が強い。

戦車・装甲車に対してもセンサーを設置して、またICタグ等も利用して、Just in Timeで必要な部品を無駄なく現場に供給するシステムの導入が進められている。

Revolution in Military Logisticsの取り組みである。

民生用部品および民生用に実用化されているシステムの応用が、自衛隊の抑止力の強化に役立つ例が多く存在している。武器輸出三原則による規制を受けない範囲での、日本の防衛産業の進む方向性として、こうした分野での装備の向上への貢献が考えられ得る。

4. 日本の防衛産業

日本では、内閣を中心とした行政部門が対外政策の立案を担ってきた。内閣には安全保障会議が設置されている。安全保障会

議は、国防の基本方針を設定している。防衛計画の大綱、大綱に関連した防衛装備品の取得計画、予算も設定している。安全保障会議の承認を経て、閣議による決定が行われている。安全保障会議の議長は内閣総理大臣である。そのほかのメンバーは、国防大臣、外務大臣、財務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、経済産業大臣等となっている。内閣に上げる前に、関係省庁における利害の調整を予め行っておくために、安全保障会議の参加者が多くなっている。

日本の安全保障政策は、軍事的な目標を直接に述べるのではなく、経済政策、政治的な配慮という非軍事的な目標を含めて、立案されている。

日本の場合は、武器輸出三原則があり、いかなる地域に対しても、武器の輸出は慎

むのが原則となっており、日本は武器の輸出向け市場を持たない。また、核兵器を保有しない方針をとってきている。この点が、英国との違いである。

経済産業省および防衛省は、日本の防衛産業の維持という点から、毎年1兆円弱の防衛装備予算を防衛産業に割り振り、発注し、防衛産業の維持を図っているが、国内向けの少量生産では価格が高騰してしまうという大きな課題が存在している。開発費が数百億円から数千億円に達する装備品、特に高額なのは航空機、に関しては、信頼性が最も高い米国製の装備を、高いライセンス料を払いながら導入せざるを得なくなっている。

日本では、防衛省が防衛方針の起草を行っている。ただし、日本では、外務省が政治および外交の面で、安全保障政策を実施

していくとの強い立場を維持してきた。しかも、重要な国際協定である日米安保条約が存在することで、対米関係が最も重視されてきた。

防衛予算の立案は防衛省の役割である。経済産業省は、製造産業局の航空機武器宇宙産業課を通じて、防衛産業を監督し、防衛産業の振興による日本経済への波及効果の創出を目指している。また、輸出入の管理に関しても、経済産業省は関与してきた。財務省は、財政均衡主義の下、防衛予算の拡大を抑える役割を果たしてきた。

こうした防衛関連の政策決定構造があることで、予算額の毎年の平準化が達成されている。防衛方針で設定された防衛力整備の目標に向かって、毎年、平準化された支出が続いてきた。ただし、こうした傾向があったことで、防衛産業の構造、参入企業

数とその顔ぶれが固定化されてしまう結果を招いてしまっている。

日本の自衛隊はイラクのサマワで、給水・医療活動の人道支援と、土木・建設作業という復興支援を行い、治安維持活動は行わないという方針で派遣された。ただし、治安が悪化したイラクで自衛隊に犠牲者が出なかったのは不幸中の幸いであった。自衛隊がイラクに持ち込んだ軽装甲機動車および高機動車は、車体外板がFRP製であり、極めて脆弱で、拳銃弾あるいは流れ弾も防げない、防御能力がない車両であった。日

本の自衛隊が保有する装備が実戦向けの改良が施されていない点が大きな課題である。

日米安全保障条約に基づく周辺事態安全確保法の規定に従って、日本周辺で有事が発生したときには、自衛隊は戦闘地域外において、米軍機から脱出した搭乗員の捜索

救難を行うことになっている。搜索救難機

は、敵からの攻撃の可能性が大きい。

ただし、日本政府は憲法上、日本は集団的自衛権を行使できないとしており、米軍との共同作戦行動を行うことには依然として障害が多い。ただし、今後はますます非戦闘員退避活動（NEO）あるいは国連平和維持活動（PKO）に対する自衛隊参加の要請が高まると考えられる。自衛隊員の安全確保のためにも、装備品の見直しが行われる必要がある。

5 . 支援戦闘機開発問題とその教訓

日本の航空自衛隊の支援戦闘機 F-2 は、研究開発計画の FS-X の段階で、米国が日本の技術開発力の成長を恐れたため、日本は F-16 を基本として改良・発展させることとなった。F-2 の生産も、日本が 60%、米国が 40% で分担し、F-2 は日本でだけ使用

されることになった。

1987 年に、F1 支援戦闘機の後継機を

FS-X (F2) として国内開発するか、あるいは、米国製戦闘機 (F-16) を基とした技術導入を基本とするかの決定をめぐって、日本で大きな議論が行われた。通商産業省(当時) を始めとして、日本の産業の育成・発展を目指す中央省庁は、FS-X 推進の立場をとった。日本のマスコミには、FS-X の技術的先進性を強調する記事を書くところが多く見られた。これは政府が FS-X により自主開発を進めたいとの意向を受け止めた結果であった。

当時、日本と米国との間には、日本の輸出超過が存在し、多額の対米貿易黒字が日本に累積していた。この日米貿易摩擦の解消策として、米国は、米国戦闘機 (F-16) の購入を日本に強く求めた。通商産業省(当

時)は、対米貿易摩擦問題の担当として米
国との交渉を行ってきており、日本の対米
貿易黒字が急増する中、米国に妥協せざる
を得ないとの政府方針を執行する立場に立
つことになった。

こうして F2 は、米国の要請を全面的に受
け入れて、F-16 をベースとして米国と日本
との合同開発の形が取られることになった。

経済産業省からは、防衛省への出向者が
何人もおり、課長・室長クラスの重要なポ
ジションを占めている。航空機の開発、装
備品の購入といった防衛産業と関連する
ところで、経済産業政策と防衛政策との間の
調整の役割を果たしている。ただし、次第
に、防衛省でも生え抜きの人材が増えてき
ている。日本においては、次第に企業が資
金を高め、技術力も向上するとともに、
民間主導の面が強くなってきている。以前

のように、産業の保護・育成を、経済産業
省が一手に担うという時代ではなくなっ
てきている。

ライセンス生産が高くつく点も大きな問
題であり、国内生産比率は、F-4EJ 戦闘機
では 95%であったものが、1980 年よりラ
イセンス生産が開始された F-15J・DJ では
75%に止まっている。

日本では、米国生産の F-15 に比べて、
FS-X が優れるとの説明がなされて研究開
発予算が付けられたが、1960 年代後半から
開発が進められた F-15 の装備と、1980 年
代後半から開発が行われた FS-X の装備と
の比較が行われて、予算の獲得が行われた。
日本の防衛産業の維持を図るため、日本の
防衛産業の技術力に関する宣伝として、
F-15 と FS-X (F-2) の比較が行われた。日
本は、F-15 のライセンス生産を行ってきた

ことで、現在でも F-15 用の生産ラインを保有している。ボーイング社の F-15 用の生産ラインが受注で手一杯な状況の下でも、日本での生産を継続できるメリットは確保できている。しかも、F-15 は、電子機器の発達により、F-22 と比べるとステルス性に劣り、また、超音速巡航能力も若干低い、その他の面では F-22 に匹敵する能力が確保できている。制空・防空・戦闘能力の向上、および、対地攻撃、対艦攻撃能力の向上、偵察にも使用可能な多目的な利用が図られるようになってきている。

一方、日本でしか生産されなかった F-2 に関しては、開発・生産コストが高くつくとともに、F-2 の後継となる戦闘機の開発計画も存在しないという状況となっている。F-2 は開発を急いだために、技術実証機 (TD: Technology Demonstrator) での実

験飛行が行われないうまま実用型を製作した。そのため、実用型において不具合が多く出るという問題が生じた。製造された F-2 に関しても、機体が中途半端な設計であるとの評価がなされている。

現在、航空自衛隊の戦闘機 F-4EJ の後継機としては、ロッキード・マーチン社の F-22 ラプターが有力となっているが、米国は日本にライセンス生産する可能性は低い。日本は F-22 に関しては、輸入するだけとなる可能性が高くなっている。

航空自衛隊が保有する F-2A / B 戦闘機は 2007 年 3 月現在、68 機である。2007 年 12 月 24 日に安全保障会議で決定され、閣議で了解された F-2 の取得数は 94 機となっている。F-2 の取得予定数は 1996 年には 130 機であったが、次第に減少してきている。今

後、F-2 は、新たに 26 機の製造・追加投入が予定されている。

F-15 に関しては、日本でライセンス生産された F-15J / DJ 戦闘機が 203 機である。安全保障会議で決定され、閣議で了解された取得数は、1990 年には 223 機が予定されていた。その後取得予定数は減少し、1995 年以降は 213 機となっており、今後新たに、F-15 は 10 機の製造と追加投入が予定されている。

日本における、T2、F1、そして FS-X(F2) 開発に至る経緯を、以下で検討する。

日本初の超音速練習機として T2 が開発され、1971 年 7 月に初飛行を行った。この T2 の性能はあくまで練習機に止まった。このため、航空自衛隊は、T2 製造技術を利用して、F1 戦闘機を開発した。F1 は、英仏共同開発のジャギュア(SEPECAT Jaguar)

に非常によく似た設計であった。しかし、ジャギュアと比べると、F1 は、形が似ているものの、性能は、攻撃機として不十分であった。こうして、F1 の後継機の開発のため FS-X(F2) 計画が進められることになった。

F1 は双発単座であったが、FS-X (F2) は単発単座であり、エンジン推力は、F1 の 3 トン 2 基から、FS-X では 13 トン 1 基に大幅に強化された。

ただし、FS-X の開発計画はその後大幅に遅延した。こうした状況があったために、F1 の機体寿命がまだあるので使用を伸ばす、との決定がなされた。

米軍の F-16 は、日本の三沢基地にも駐屯しており、日本の航空自衛隊の F2 との部品の相互の運用性が確保されている。ただし、搭載される兵装に関しては、ミサイル等の

新型化のペースが米軍のほうが圧倒的に速いために、日本の F-2 が搭載できないミサイル等も多い。日本が開発したミサイルに関しては、米軍の F-16 への搭載は困難である。

一方、F15 は、エンジン 2 基を持ち、その推力の合計は機体の重量を上回っており、垂直上昇力に優れている。F15 は、航続距離も長く、電子戦能力も高く、中射程、短射程のミサイル、それに機関砲も持つ。ただし、たいへん高額である。

日本の航空自衛隊は、F-15 のライセンス生産を日本で行ったが、米空軍の F-15 調達価格の 2.5 倍の、1 機が 125 億円に達した。韓国および台湾が高価な F-15 を保有できず、F-16 を導入する中、日本の航空自衛隊は F-15 を保有することで、東アジア地域における航空上の優位さを確保した。たいへ

ん高価な F-15 を購入した国は、世界で日本、イスラエル、サウジアラビアおよび近年になって韓国、シンガポールがあるのみである。

日本は、できるだけ兵器と装備を国産化し、国内生産するとの方針が維持されてきた。ただし、国内生産を行うためには、日本は割高なライセンス料を支払って生産しなければならない場合も多くあった。

F15 のライセンス生産にあたって、日本で製造している部分は価格ベースで 75% に止まる。残りの 25% は米国の完成品の引渡しを受けている。米国からの部品が届かないと、F15 は完成させることができない。しかも、F15 戦闘機は、部品を発注してから最終組み立てを終えて完成させるまでに通常 1 年半を要しており、米国からの部品の到着を待つ必要もある。

冷戦が終結し、ソビエト連邦からの軍事的脅威が大幅に低下したために、日本では F-15 の後継機を急いで導入する必要性がなくなった。航空自衛隊では、F-15 の性能の向上と近代化を進めている。火器管制用レーダーを高性能のものに取り替えており、また、セントラル・コンピューターの高性能品への変換も行っている。電源供給装置、空調システムの能力強化も進められている。当面は、こうした近代化設備を導入することで充分と判断されている。

ただし、日本側においては、戦闘能力で優れるとしても、F-15J に関しては不満が残る。

日本でライセンス生産している F-15J においては、プログラム付きのセントラル・コンピューターを開示することなしに、ブラックボックスのまま米国から輸入し

ている。そのほか、F-15J では、AN/APG-63 型火器管制用レーダーの信号処理装置、アンプ、アンテナ等が、米国による技術非開示品となっている。米国からは、これら部品を完成品として日本が輸入している。それらの完成品を日本で F-15 に取り付けている。これらの完成品は日本では開示できず、整備および修理もできないことになっており、仮に問題が生じたときには米国に送り返すことになっている。このようにブラックボックス化した部品・製品が F-15 では依然として用いられている。

F-15 と同じく、F-2 においても、日本にとってブラックボックス化した部分が残ったままとなっている。

日本では、防衛産業は日本の安全保障の一翼を担う、重要な産業と位置付けられている。質の高い装備品を短期間で、安く取

得するためには、日本において装備品を設計・製造・維持する能力を持つ防衛産業・防衛基盤を平素から確保しておくことが必要不可欠と考えられている。特に、航空機、さらには、艦船、戦車、誘導弾などの主要装備品の製造は、生産数量が少ない一方、初期投資が多く、高度の技術能力が求められる。こうした技術基盤を維持しておけば、仮に海外から装備品を調達する場合にも、相手国との交渉力を確保し、出来る限り、日本に有利な条件で装備品を取得することが可能となると日本では考えられている。

日本の独自の戦闘機の開発計画である FS-X 計画が異なる方向に向かったのは、米国が、日本の独自開発の中止を要請したためである。米国は、自国との共同開発とするよう、日本に強く働きかけた。当時、日本と米国との間には、日本の輸出超過が存

在し、多額の対米貿易黒字が日本に累積していた。この日米貿易摩擦の解消策として、米国は、米国戦闘機 (F-16) の購入を日本に強く求めた。

一方、三菱重工業を中心とする日本での FS-X 開発側のほうは、いくつもの新技術を盛り込もうとしたために開発計画は大きく遅れた。FS-X 開発は、新技術を実機で試験する段階を踏む時間がとれず、Technology Demonstrator のステップがないままとなつた。こうした多大の時間を開発段階で費やしたことで、米国側の意見を聞き、米国側の意向を取り入れなければならなくなつてしまった。米国は調査団を日本へ派遣し、実際には査察と呼ばなければならないような、詳しい報告を出すことを日本に要請した。

ライセンス生産では、米国からの機密を

理由にしたブラックボックス化した部分が存在したままでしか日本の戦闘機生産が行えなかった。このため、自力で国内開発を行いたいと日本側は望み、FS-Xの計画が立案された。

F-2の生産に関して、米国は、ライセンス生産ではなく、共同開発の形式をとることを日本側に受け入れさせたが、これは、日本が戦闘機を独自開発することを阻止する目的があった。F-2では、日本の購入価格を見て、米国側40%、日本側60%での共同開発が実施されることとなった。

さらに、共同開発となった後に、米国はフライトコントロール用のコンピューター・プログラム、つまりソースコードを日本に開示しなかった。このため、FS-X(F-2)開発における不明な点が日本に生じてしまうことになった。

しかも、F-2の出来は良くなかった。F-2の日米共同開発を終了させた2000年時点において、米国等の最先端の主力戦闘機の保有する技術と比べると、F-2の評価は劣っているとの評価を出さざるをえなかった(防衛庁および通産省合同報告書「防衛産業・技術基盤研究会」2000年)。

(主要参考文献)

Arthur Alexander, "Of Tanks and Toyotas: An Assessment of Japan's Defence Industry," RAND Note WD-5666-AF, Santa Monica, Cal., October, 1991.

Kubota, Yukari, "Nihon-no bouei sanngyou no tokushitu," Kokusai Seiji Gakkai, *Kokusai Seiji*, No.131, 2002, pp.112-132.

Michael W. Chiwoth, *Inside Japan's Defense: Technology, Economics & Strategy*, New York: Macmillan Inc., 1992.

Richard J. Samuels, *Rich Nation, Strong Army: National Security and the Technological Transformation of Japan*,

Ithaca: Cornell University Press, 1994.

Michel J. Green, *Arming Japan: Defense*

*Production, Alliance Politics, and the
Postwar Search for Autonomy*, New
York: Columbia University Press, 1995.

第6章 欧州製の戦闘機が日本の空を飛ぶ日

——日欧の装備面における協力の将来展望——

1. はじめに

2007年7月26日、防衛省は航空自衛隊の次期主力戦闘機(F-X)の選定を先送りする意向を明らかにした¹。F-Xは、2008年度から用途廃止の予定であったF-4EJ戦闘機の後継機となる戦闘機である。中期防衛力整備計画²では、2009年度の概算要求において7機のF-Xを調達することとなっていた。次期戦闘機の候補と考えられていたのは、米国のF-22、F-18、F-15FX³、米国や欧州各国との共同開発であるF-35、フランスのラファール、そして英国など欧州4ヶ国が共同開発したユーロファイターの6機種であった。それまで、日本の防衛省が最も欲していたのは米国のF-22であり、米国が日本に対して輸出を認めれば、F-Xは

F-22で決着するものと誰もが思っていた。ところが、日本が機種選定に必要なF-22に関する技術データの提供を再三にわたり米国に要請したにもかかわらず、米下院歳出委員会はF-22の禁輸継続を決定したのである⁴。本来ならば、他の候補機種から選定するのが筋であるが、F-22は他機種に比べてずば抜けた性能を持っているがゆえに、簡単には諦めることができず、機種選定は先送りとなった。

本論では、航空自衛隊発足以来、米国製以外に譲ることのなかった主力戦闘機の座を欧州製の戦闘機が取って代わることができかどうか、その可能性について分析し、そこから見えてくるであろう日欧の装備協力における課題の抽出を試みる。

2. なぜ米国製を選ぶのか - 日本の主力戦闘機の系譜と機種選定の歴史 -

1945年、連合軍の占領政策により、日本の航空関連資産はすべて米軍に接收され、航空機の生産、運航はもとより、研究や実験にいたるまで、すべての活動を禁じられた。この措置が解禁になるのは1952年になってからである。1950年に勃発した朝鮮戦争により、対日政策は大きく変更され、1952年4月に航空禁止令が解除された。その2年後に防衛庁・自衛隊が発足し、航空自衛隊の誕生となるのである。

航空戦力として日本に初めて戦闘機が配備された1955年であり、米軍から供与されたF-86Fが配備された。航空自衛隊は同時にライセンス生産の交渉を始め、1956年には三菱重工がF-86Fの製造組み立て契約を締結するに至っている⁵。したがって、この

時点では機種選定は行われていない。

その後、航空自衛隊はソ連の超音速爆撃機に対処するために、超音速の戦闘機が必要として、F-104Jを取得することになる。しかしながら、この機種選定については、いったんF-11に決定していたにもかかわらず、汚職の疑惑から政治問題化したため白紙にもどされ、あらためて調査を行った結果、F-104に決定されるという経緯があった。このときの問題点は、そのまま今日にも当てはまると思われるので、F-104の採用にまつわる教訓を整理しておこう。

当初、候補機種として挙げられていた機種は、F-104C、F-102、F-106、N-156F(F-5A)、F-11Fであった。しかし、この中でF-102はF-106の初期型であること、その他の機体は、いずれも軽量戦闘機であり、もっとも能力の高い機体はF-106であった。しか

し、F-106 は半自動式防空管制組織(SAGE)と連動して着陸時以外は自動で要撃戦闘をおこなうことができるデータリンクを搭載した高性能の戦闘機であり、米空軍が採用していた機体でもあった。特に、SAGE は当時の最新コンピュータ技術の結晶というべき秘匿度の高いものであったから、日本への輸出の承認はのぞみ得なかった。結果として、グラマン社の F-11 とロッキード社の F-104 が最終候補として残ることになったのである。

グラマン社が日本の航空自衛隊向けに提案したものは、F-11F のエンジンを強化した性能向上型の F11F-1F⁶である。この機体は最高速度 2,253Km/h を達成し、23,449m の世界高度記録を樹立した。これらを背景に、グラマン社は操縦性や安定性などをアピールすることで、いったんは機種決定さ

れた。しかし機種選定時点では試作機しかなく、「設計図だけの幽霊戦闘機」との批判を受けた。一方、ロッキード社は、「乗ってみなければわからない」として訪米した日本の調査団による二カ月半にわたる調査に積極的に協力した。結果として、F-11 は F-104 に敗れることになる。

この機種選定の教訓として、①高度技術の保護 (米国は最先端の高度技術を決して輸出しない)、もう一つは、②実績の重要性 (軍が採用していること、ペーパープランでは信用されない) の二つをあげることができであろう。

F-104 に続いて、航空自衛隊の主力戦闘機として採用されたのは、F-4 であった。F-4 は、F-86 の後継機として採用されることになるが、当時、候補機種として挙げられていたのは、米国の F-4E⁷、F-5⁸、P-530

(F-5 の発展型、F-18 の原型)、CL-1010-2 (F-104 の発展型)、英仏の共同開発のジャギユア⁹、フランスのミラージュ F1¹⁰、スウェーデンのサーブ 37¹¹、英国のライトニング¹²の 8 機種であった。

先に述べた基準に照らしていえば、1967 年の第一次選考時点においては、計画ベ

ースの P-530、CL-1010 や実績のないジューリアは、直ちに選外となり、残る機種は F-4E、F-5、ミラージュ F1、サーブ 37、ライトニングとなる。さらに、この中で 1950 年代に初飛行した機体は、やはり古いとみなされ、順当な候補機種は、F-4E、ミラージュ F1、サーブ 37 となることである。

実際は、これに CL-1010-2 が加わり、サーブ 37 が外れることになるが、CL-1010-2 は現に日本で運用している F-104 の発展型であるという有利さがあるのに対し、逆にミ

ラージュ F-1、サーブ 37 は初飛行こそ F-4E よりも早いものの、既に豊富な先行バージョンのある F-4 に比べると実績という点で大きく劣ることは否めない¹³。最終選考では、やはりペーパープランの CL-1010-2 はもとより、ミラージュ F-1 も競争相手にならなかった。

次に、F-104 の後継機として主力戦闘機の座に着いたのは F-15 である。機種選定は段階的に行われているが、1975 年の段階では、F-14¹⁴、F-15C/D 改¹⁵、F-16¹⁶、YF-17¹⁷、ミラージュ F1、パナビア・トーネード ADV¹⁸の 7 機種が選定されている。同様の基準で見ると、試作機の YF-17、パナビア・トーネード ADV は実績不足、ミラージュ F1 は今回は逆に古いということから、F-14、F-15、F-16 の 3 機種が残るのが順当であり、事実そのようになった。この後、

実質的には機体規模や能力の拮抗する F-14 などから F-18 改造案は早々と候補から落ちると F-15 の一騎打ちとなり、軍配は F-15 に上がることになる。最終段階では F-15 改造案と F-16 改造案の闘いになる。F-16 改造案の有利な点は、①支援戦闘機とはいえ、既に主力戦闘機ではなかったが、非常に教訓に富む事例として、F-2 の共同開発事例にも触れておきたい。F-2 は、日本が自主開発した支援戦闘機 F-1 の後継機である。当初 F-1 と同様に自主開発の方向で進められたプロジェクトであったが、日米共同開発することで決着した。共同開発までのいきさつは省略するが、共同開発が決定した後に、F-15 改造案、F-16 改造案、F-18 改造案の 3 ケースが比較検討されることになった。結論は F-16 の改造案となるのであるが、その理由は次のように推測されている。まず、共同作戦などの観点から海軍機よりは空軍機の方が運用しやすいこと、空母運用を想定した機体は必ずしも最適とはいえない¹⁹ことなどから F-18 改造案は早々と候補から落ちることになり、最終段階では F-15 改造案と F-16 改造案の闘いになる。F-16 改造案の有利な点は、①支援戦闘機とはいえ、既に主力戦闘機として保有している F-15 と類似戦闘機を取得することは、事故などの際に飛行停止になるなどの影響が大きくなる。②機体規模が小さいために製造コストや運用コストが安くなる。一方、F-15 改造案は、①既に配備している F-15 との共通性を活かすことで、整備、補給面でのコストの節約を図ることができる。②機体規模が大きいことから、兵器の搭載量や将来の発展性など潜在能力が高い。③双発エンジンであり、安全性に優れる。最終的にどのような判断がなされたかは明らかではないが、F-2 は F-16 をベースとして開発されることとなった。

以上、これまでの日本の主力戦闘機の機種選定をみてくると、結果として次のような共通項が浮かび上がってくる。

- 候補機種として必ず米国機が存在する。

これはそもそも日本の防衛が日米安保条約を前提として成り立っていることからすれば当然ともいえる。その際、米軍が極めて高い技術であると認識した場合には輸出されないため、それ以外の機種から選定されることになる。

- 機種選定時点で既に運用されているか、

または軍の採用が決まっているなどの実績が重要である。ただし、運用されている機種の場合、配備直後の比較的新しい機種でなければならない。

- すべてライセンス生産されている。

- 欧州製よりも米国製、海軍機より空軍機

を優先する。

特に最後の点については、若干の補足をしておく。日本の唯一の同盟国である米国と共通の機種を運用することは作戦運用上からも有利であることはいうまでもない。

特に、ミサイルなど米国製の搭載兵器を使用できることは、単にプラットフォームとしての能力以上に重要なことである。これは海軍機と空軍機の場合にも当てはまり、例えば燃料一つをとっても、米空軍が JP-4

を使用していたのに対し、米海軍は JP-5 を使用していた。また、米空軍とは共同訓練や演習などで頻繁に交流があり、共通の理

解や思考を持ったり、共感をおぼえたりするのは無理からぬことであろう。実はこの歴史的あるいは伝統的に培われてきた「文化」ともいえるものこそがもっとも重要なポイントであったといっても過言ではない

であろう。

3. 機種選定はどのように行われるのか？

- 機種選定過程を通してみる日本の調達制度 -

これまでの主力戦闘機の機種選定の歴史についてみてきたが、機種選定のシステムはどのようになっているのであろうか。

機種選定の手順は各国と概ね同様であり、特に日本だけが変わったことをしていると思われない。日本は2006年から統合運用体制に移行し、部隊の運用は統合幕僚監部の責任で行われることになったが、防衛力整備の責任は引き続き、各幕僚監部が負うことになっている。戦闘機の場合の例をもって説明すると、まず、次期戦闘機に対する運用構想書及び運用要求書が策定される。これは運用者のニーズを明らかにするものであり、戦闘機などの主要なウエポンシス

テムは航空幕僚監部の防衛部長が作成する。

これに基づいて技術部長が要求性能書を作成し、具体的に技術的な要求事項を定める。

続いてこの要求性能書に基づき、装備部長が提案要求書を策定し、会社に対して提案

要求を行う。会社は指定された期限までに提案書を作成し、提出する。戦闘機の場合

は、機種選定作業の責任は防衛部長であり、通常、防衛部長は各部の協力を得て機種選

定のためのプロジェクトチームを編成し、評価作業に入ることになる。戦闘機などの

主要なウエポンシステムの決定は防衛大臣の承認を必要とするが、選定作業の責任は

各自衛隊にあり、また選定作業にあたっても過去の機種選定にまつわる疑惑の教訓か

ら、公正さを保持するための幾十もの措置が施されている。例えば、運用要求書に基

づいてメーカーや商社に提案要求書を発簡

し、提出された提案を比較検討することになるのだが、その際の評価基準書は提案要求書の作成とほぼ同時に作成されている。すなわち、各社の提案書を受領した後に、特定の機種に有利なように評価に手心を加えることはできない仕組みになっているのである。

機種が決定したら、その結果をもって予算要求を行い、予算の成立後に具体的な契約作業を行うこととなっている。契約については、各自衛隊から装備施設本部²⁰に対して調達要求が出され、装備施設本部の責任で入札などの契約行為が行われる。

戦闘機の例ではないが、かつて U-X 商戦といわれた多用途支援機の機種選定作業が行われた。1994 年のことである。候補機種としてファルコン 900 (フランス)、チャレンジャー 600 (カナダ)、ガルフストリーム

IV(米)のビジネスジェットの争いであった。主に連絡用に使用される機体であり、さほど軍事的な要求はなく、調達機数も 9 機しかなかったことから、淡々と選定作業が進められ、ガルフストリームに決定された。しかし、この決定に対し、フランス政府は防衛庁に対して書簡を送って抗議をしたほか、政治家の関与があったなどとして国会問題にまで発展したのである²¹。防衛庁は大学教授など部外の有識者 3 名に依頼して機種選定作業の見直しを行うとともに、国会に対して関係書類を提出するなど対応に追われた。そもそも軍の機種選定作業の細部を部外に出すことはありえないのだが、このケースの場合は対象が機密性のないビジネスジェットであったこと、また国会での疑惑を払拭する必要があったことから、すべてをさらけ出すという異例の措置を取っ

た格好であった。一連の騒動の結果は、機種選定の結論は妥当というものであり、技術的な評価においても価格の評価においても不正は認められなかった。このケースは数少ない欧州製の機種が選定されるチャンスであったと思われるが、結果はまたも米国製の機種になったのである。この一件を通じていえることは、機種選定作業においては、政治家や官僚が横やりを入れるような余地はないといえる。

4. ユーロファイターが F-X として選定される条件

ここから、現在焦点になっている F-X の話題に移りたい。F-X は F-4EJ の後継機として 2005～2009 年の中期防衛力整備計画において、7 機の調達が計画されている。航空自衛隊は、航空幕僚監部の中に次期戦闘機室を設置して、導入のための検討を行

っているところである。候補機種といわれているのは、冒頭にも紹介した F-22、F-18、F-15FX、F-35、ラファール、そしてユーロファイターの 6 機種である。

前述の基準からすると、未だ実績のない F-35 は圏外、ラファール、ユーロファイターは米国製ではないので最終選考には残れず、海軍機の F-18 を除外すると実質的には F-22 と F-15E の一騎打ちとなり、F-22 が選定されることになりそうなところである。

ところで、機種選定が公正に行われているとすれば、過去の主力戦闘機がすべて米国製であったのは偶然だったのであろうか？その疑問を解く鍵は時間にある。制度的にはまず不正が介入する余地はなく、公正な機種選定作業が行われていることは先に説明したとおりである。しかし、その制度（作業）をいつ発動するかについては裁

量の余地がある。すでに述べたように候補機種としてノミネートされるためには、開発中などで実績の乏しいものでも、運用されて期間が経ち過ぎていてもいけないわけである。裏を返せば、希望する機種がこのタイミングにあうように選定期間を設定することが極めて重要なのである。それが冒頭に述べたように、米国の F-22 の輸出禁止措置に伴い、中期防衛力整備計画に計上されているにもかかわらず、F-X の機種選定を見送ることになるのである。そうすると、欧州製の戦闘機にはチャンスはないのだろうか？

最近の情勢を分析してみると、欧州製の戦闘機が採用される客観情勢は整いつつあるように思われる。最大の要因は、F-22 を巡る情勢である。米国議会が F-22 の輸出を認めなかったことは先に述べたとおりであ

り、これは簡単に翻るものではないと思われる。これを裏付けるように、2008 年 2 月にゲーツ米国防長官がオーストラリアを訪問した際、フィッツギボン豪国防大臣は F-22 の購入をゲーツ長官に打診したが「輸出禁止措置の解除の見通しは楽観的ではない」としてあっさりと断われている²²。

F-22 は極めて高い性能を持った戦闘機であり、今後当分の間、輸出が認められることはないであろう。また、米国内で輸出容認を求める声があるが、その最大の理由は F-22 の生産ラインの維持であった。しかし、ここに来て米空軍は製造ライン閉鎖のため

の予算執行を凍結し、現在認められている 183 機の調達計画を 381 機にまで増やすよう国防省に強く要望している²³。墜落事故により明らかになった F-15 の構造的な欠陥から同機の退役時期が早まることにもな

れば、F-22 の増産要求は勢いをもつことになり、これが一部でも認められることになると製造ラインの存続は輸出に頼る必要はなくなる。そうなれば輸出容認派はその最大の根拠を失うことになり、日本への輸出の道はますます遠ざかることになる。

次に、F-22 の輸出解禁を待つ姿勢に転じた日本に目を転ずる。航空自衛隊は、従来から戦闘機の運用期間を疲労寿命で決定してきており、今後ともこの方式を踏襲する場合には、機種更新時期をそれほど大きく変えることはできない。F-4 戦闘機については、既に疲労寿命による耐用命数が決まっており、機種選定時期を大きく遅らせることはできないであろう。仮に疲労寿命によらず、経済寿命などで耐用命数を決定することになったとしても、その運用期間が短くなることはあっても、長くなることはな

い。なぜならば、疲労寿命は安全に飛行できる構造上の限界であり、これを別の理由で延長することはあり得ないからである。さらに、米空軍の F-15 の墜落事故は日本にも重大な影響を及ぼしかねない。航空自衛隊が運用している F-15 と同型の F-15C/D の耐用命数が予想外に短縮される可能性があり、航空自衛隊の F-15J/DJ は確実にその余波を受けるであろう。F-15J/DJ の用途廃止時期を前倒ししなくてはならなくなったならば、F-X の早期導入を求める力が働くことは十分に考えられる。

しかし、これらの情勢は欧州勢には有利な条件には違いないが、まだ決定打にはなり得ない。先にまとめた 4 つの点に照らして、検討してみよう。

① 候補機種としての米国の戦闘機

最有力候補である F-22 の輸出禁止が継

続することを前提とすると、残る候補機種は、F-15FX 及び F-18 である。日本は、歴史的に主力戦闘機を 2 機種で整備してきた。F-15FX を選定して F-15 シリーズだけで日本の防空を行う選択肢は採りづらいであろう。F-2 の共同開発時に F-15 の改造開発を選択しなかったのと同じ考え方である。その点からいえば、F-18 はもっとも有力な候補とも考えられる。F-18 の不利な点は海軍機であることだが、運用の考え方や後方補給システムなどの違いなどは欧州機でも同じことがいえる。米国の海軍機か、欧州の空軍機かという選択はなかなか難しい。欧州機は空軍機としての運用を全面に押し出し、NATO における米空軍機とのインターオペラビリティを最大限にアピールすることが肝要であろう。

② 機種選定時点における実績

欧州機の場合には、ラファールにしてもユーロファイターにしても既に実戦配備されており、運用実績としては問題ない。逆に、F-X の機種選定時期が大きく遅れた場合、技術的に魅力がなくなる可能性を心配する必要がある。そのためには、新しい技術を取り込んだアップグレードのオプションを検討しておくことが重要である。輸出用の低いグレードの装備品を搭載した機種などは論外であろう。

③ ライセンス生産

ライセンス生産の条件は、もっとも重要な条件かもしれない。F-22 が仮に輸出を許可したとしても、ライセンス生産を認めなければ日本は購入を断念するかもしれない。F-22 以外の F-15FX や F-18 はライセンス生産を認めるであろうから、

欧州製の機種がこれらの機種に対抗するためには、ライセンス生産や技術開示を積極的に推進することである。さらに重要なのは、当該機種の導入以降の技術的なアフターケアである。かつて日本が独自開発した F-1 支援戦闘機には、ロールスロイス製のアドーア・エンジンを搭載していたが、その性能などに対する不満もさることながら、アフターケアの対応に対する不満の方が大きく、いまだに欧州製のシステムに対する根強い不信感があるのも事実である。

④ 日米の「文化」

米空軍機を優先しようとするのは、長年にわたって培われてきた日米関係のたまものともいえる。この文化の壁を欧州が乗り越えることは一朝一夕にはできないであろう。この点については、息長く地

道な努力をするしかない。

F-2 の共同開発は、日米双方に多くの教訓を残した。「FS-戦争」といわれて世間の注目を浴びたが、どちらが勝者だったのであろうか。日本側の評価は、共同開発に持ち込まれてしまったこと、さらに製造単価の高騰から「敗者」とする意見が多かった。それならば勝者は米国かという、なぜか米国における評価も「敗者」なのである。ランド研究所の研究では、「米国は、日本にほとんど F-16 と大差ない機体しか開発させないつもりであったのに、実際は 1987 年の合意の時の国防省の思惑とは全く違った機体を日本に開発させてしまった」と、そのもくろみが外れたことを指摘している²⁴。しかし、この共同開発を通じて日米双方が議論をし、お互いの理解を深めたことは事実であり、

有形無形の恩恵を享受したのもまた事実である。今日、B-787 の製造分担のシェアが、ボーイング 35% に対し、日本が同じく 35% を占めるようになっているのも、複合材を始めとした設計・製造技術の高さを米国が間近に認識したことよるところがある。今後、軍民を問わず、共同開発などの場を通じて「文化」を培っていくことが肝要であろう。

5 . 日欧の装備協力関係の将来展望

これまで、F-X を例にして欧州製の戦闘機が日本に受け入れられる可能性について論じてきたが、これらを参考に日欧関係の将来を展望する。

日本の防衛産業を巡る最近の注目点を二つ紹介しておこう。第 1 は、武器輸出三原則の緩和の兆しについて、第 2 に宇宙基本法の制定の動きである。

第 1 の武器輸出三原則については、日本は 1967 年に政府の見解以来、武器輸出の自主規制を行ってきた。武器輸出の唯一の例外は同盟国の米国であり、米国にのみ武器および武器技術を輸出できた。この枠組みにより、FS-X の共同開発や BMD の共同研究ができたのである。ところが、2006 年に 6 月にインドネシア共和国に対し、「テロ・海賊行為等の取締り・防止」に対する支援として、巡視船艇に対する無償資金供与が決定され、三原則の例外とされたのである²⁵。これは米国だけを例外としていた従来の解釈を大きく踏み出す画期的な出来事であった。すなわち、「平和目的」の原則を堅持できれば、米国以外の国に対しても輸出を認めるということであり、欧州の各国に対しても武器や武器技術の輸出ができる可能性を

示したものであり、欧州各国との共同開発や共同研究の可能性を示唆するものでもある。今後、「平和目的」に合致するテロ対策用のシステムや国際貢献に関わるシステム開発、あるいは地雷やクラスター爆弾などの被害を防止するための技術などは、輸出や共同研究開発のテーマになる可能性がある。

第 2 は宇宙に関わる原則である。日本は「宇宙の平和利用」原則を「非軍事」と解釈し、自衛隊が宇宙に関わることを一切禁止してきた²⁶。自衛隊はユーザーとして民間が使用している通信衛星などを使用することはできるものの、自衛隊による衛星の打ち上げや衛星の開発・製造などはできなかった。情報収集衛星も内閣官房の下にある衛星情報センターが運用しており、防衛省・自衛隊のものではな

い。ところが、2007 年に自由民主党を中心に「宇宙の平和利用」を「非侵略」と解釈する「宇宙基本法」を制定しようとする動きが出てきた。宇宙基本法が制定されることになれば、防衛省が積極的に宇宙に関与できるようになる。

これらの動きは、防衛産業界にとっても新しい市場の可能性を期待させるものである。

特に宇宙関係は、近年の売り上げの推移を見ても 10 年前に比べて 30% 以上も落ちており、防衛需要が生まれることを待望している。航空宇宙工業会や経済団体連合会などの団体や経済産業省などは盛んに研究会などを開催し、業界をあげて活動をしているところである。

宇宙については、これまでの経緯もあって防衛分野における日米の関係はほとんどな

いため、日欧関係の新規開拓分野となる可能性を秘めている。

最後に F-35 に代表される国際共同開発について述べておきたい。F-35 は米国を中心に英国を最大の協力国として計 11 ヶ国が参加する国際共同開発プロジェクトである。残念ながら日本はこの開発には加わっていない。その理由は、先にも述べた武器輸出の自主規制による。すなわち、共同開発に参加した場合、日本が分担した部分の軍事技術は米国以外の参加国に対して輸出されることになる。これは経費の支出にしても同じことである。完成した F-35 を取得する可能性はあるものの、日本が独自に技術改善をしたいと欲した場合にその技術情報のフィードバックを求められると武器輸出三原則に抵触することになる。緩和されたとはいえ、主要なウエポンシステムの共同開

発を米国以外と共同で実施できるようになるにはまだまだ時間がかかるであろう。ただし、武器を搭載しない装備品であれば、その道は開かれる可能性がある。技術研究本部で開発中の C-X 輸送機は、その民間バージョンの輸出を模索しているし、海上自衛隊の救難捜索用の飛行艇 US-1 改も輸出を検討している。これらが輸出できるのであれば、近い将来必要となってくるであろう次期中等練習機 (T-4 の後継機) や将来ヘリコプター (UH-60 の後継機)、あるいは偵察用の UAV などの共同開発も視野に入ってくる。また、先にも述べたように国際平和協力活動、大規模災害対処、テロ対策などに使用するシステムは共同開発や共同研究として認められる可能性がある。武器輸出の可否の判断は、「ケースバイケース」で行うこととされている。その権限をもって

いるのは経済産業省であり、貿易経済協力局貿易管理部が担当している。防衛産業を管轄する部署としては製造産業局の航空機武器宇宙産業課であり、防衛省とは職員の人事交流を始め、連携して防衛産業の育成にあたっている。

6 . おわりに

50年を越えて堅持されてきた日米安保条約に基づく同盟の絆は、こと軍事面においてはきわめて強いものである。ここでは「文化」と表現したが、この「文化」は防衛装備調達の世界においても同様にみることができる。むしろより強いかもしれない。欧州が日米関係の中に新たな日欧関係を築きあげていくには、かなりの困難を伴うといわざるを得ない。

本稿の前半でかなりの紙数を費やして日

本の主力戦闘機の機種選定の歴史を紐解いたのは、そのことが浮き彫りにされるもつとも代表的な例であること、これを分析することで将来の日欧関係発展のためのヒントが得られるに違いないからである。

過去の機種選定の例で明らかのように、主力戦闘機についてはすべて米空軍機が採用されている。これは「文化」の力のなせる業とでもいうべきものであり、それはあらゆる場面で意識するしないにかかわらず、影響を及ぼすといってよい。例えば、運用要求の策定を例にとってみても、米空軍機を運用し続けてきた航空自衛隊が作成する限り、基礎的な知識や経験は米空軍に近いものになるのは当然であり、結果として選定されたものが米軍機となったのも無理はないのである。ただし、これをもって欧州が落胆する必要はない。

米海軍機でされ、その一角を崩すことはできなかつたのである。

しかし、ここに来て、欧州にも大きなチャンスが巡ってきた。F-X の機種選定は、後にも先にもこれ以上ないほどの千載一遇のチャンスといえる。米国が F-22 を輸出しないことが大前提であるが、日本が F-X の機種選定の時期を大きく後ろ倒しできなかった場合には、欧州の空軍機が採用される可能性が一段と高まると思われる。それでも、なお米国の壁を乗り越えるのは容易なことではない。それほどに日米の壁は高いのである。

前述のように本論において、日米の壁を乗り越えるための条件を模索してみた。まず、米国とのインターオペラビリティの確保であり、次に惜しめない技術協力であり、技術開示である。特に、いったん導入が決

定した以後の運用段階におけるアフターケアが、将来の日欧関係の発展の成否を分けるであろう。そして、これらのことは何も F-X に限ったことではなく、あらゆる場面における日欧関係に当てはめることができるであろう。

さらに、防衛省を巡る新しい動きとして、武器輸出の自主規制の緩和及び宇宙への進出の可能性について指摘するとともに、この分野における日欧関係の可能性を提起した。防衛省は今改革ラッシュの中にあり、調達組織や制度などは今後も変わっていくと思われる。このことは防衛調達にも根強く存在する「文化」をも変革する時代にあるということであり、新たな日欧関係を築き上げていくには絶好の機会でもある。

ふと気がついたら、日本の空を欧州製の戦闘機が飛んでいるかもしれない。

-
- 1 中日新聞、Chunichi Web、2007年7月26日。
<<http://www.chunichi.co.jp/s/article/2007072601000477.html>> 2007年7月26日アクセス。
- 2 中期防衛力整備計画は安全保障会議で承認される政府計画であり、現中期防衛力整備計画は2005-2009年を対象としている。
- 3 F-15Eの日本への提案バージョンである。
- 4 David A. Fulghum, Douglas Barrie, "First Choice: As missile threats grow, cost appears to be no barrier to stealthy F-22 topping Japan military's wish list," *Aviation Week & Space Technology*, April 23, 2007, pp. 20-21.
- 5 F-86Fは300機生産したが、70機はMAP供与によるノックダウン、続く230機はライセンス国産。
- 6 グラマンの社内名でG.98J-11と呼ばれた。試作機2機が製作されたが、米海軍の採用にはならなかった。日本用には、F11F-1Fの2号機を改造したデモンストレーターが製作された。
- 7 試作機は1967年6月に初飛行した。
- 8 試作機は1959年7月に初飛行した。
- 9 試作機は1968年9月に初飛行した。
- 10 試作機は1966年12月に初飛行した。
- 11 試作機は1967年2月に初飛行した。
- 12 試作機は1954年8月に初飛行した。
- 13 ミラージュF1およびサーブ37は、次のF-104の後継機争いの候補機種にもなっている。
- 14 試作機の初飛行は1970年12月、米海軍に採用され、1973年から部隊配備が行われた。
- 15 試作機の初飛行は1972年7月、米空軍

に採用された。日本向けはF-15C/Dをベースとしている。

- 16 試作機は1974年2月に初飛行し、YF-17との競争に勝って、米軍に採用された。
- 17 試作機は1974年6月に初飛行したが、米軍には採用されなかった。
- 18 最初のトーンードADVはトーンードF.2と命名され、1979年10月に初飛行を行った。
- 19 艦載機は、一般的に着艦のために脚の強度などを強化する必要から、空軍機に比べて不利である。マグダネル・ダグラス社は野心的な大幅改修案も提示したが、開発経費がかさむなどの問題もあった。
- 20 2007年度に装備本部と防衛施設庁の調達部門が統合され、装備施設本部と改編された。
- 21 参議院会議録情報 第131回国会 内閣委員会 第8号、平成6年11月29日
<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangii/n/131/1020/13111291020008c.html>> 2008年2月26日アクセス。
- 22 Canberra Times, "Australia Lobbying US On Raptor Jet Sale Would Be Inappropriate: Gates," February 26, 2008.
- 23 Christopher Bolkcom and Emma Chanlett-Avery, "Potential F-22 Raptor Export to Japan," CRS Report for Congress, July 2, 2007, p. 1.
- 24 Mark Lorell, *Troubled Partnership, A history of U.S.-Japan Collaboration on the FS-X Fighter*, Rand, 1995, p. xviii.
- 25 防衛省『日本の防衛』(ぎょうせい、2007年7月)112ページ脚注。
- 26 青木節子「適法な宇宙の軍事利用決定基準としての国会決議の有用性」16ページ。
<<http://spacelaw.sfc.keio.ac.jp/archive/WP68.pdf>> 2008年2月28日アクセス。